会議の概要(議事録)

会議の名称	（番号） １－１１	令和４年度墨田区青少年問題協議会
開催日時	書面開催 【審議期間】令和４年１月２０日（木）から令和４年３月７日（月）まで	
開催場所	書面開催	
職務従事者数	【会長】山本　亨（墨田区長） 【委員】（出席４０人） 加藤　拓　（墨田区議会議員）　たかはしのりこ（墨田区議会議員） あさの清美（墨田区議会議員）　中村あきひろ（墨田区議会議員） 中村奈緒美（墨田区立小学校長会会長）　織部　明広（墨田区立中学校長会会長） 金田　裕治（東京都立両国高等学校長）　吉川　宜範（墨田区立私立幼稚園連合会会長） 髙木　基裕（墨田区立小学校PTA協議会会長）　平林　秀敏（墨田区立中学校PTA連合会会長） 小野　俊一（墨田区青少年委員協議会会長）　小澤　裕二（墨田区少年団体連合会会長） 島田　泰子（墨田区スポーツ推進委員協議会会長）　鎌形由美子（墨田区民生委員・児童委員協議会会長） 廣田　健史（本所防犯協会会長）　岩田庸一郎（向島防犯協会会長） 有馬　慶子（墨田区保護司会会長）　西村　紀子（墨中地区青少年育成委員会委員長） 安藤　玲子（本中地区青少年育成委員会委員長）　山口　仁美（両中地区青少年育成委員会委員長） 横井　新一（竪中地区青少年育成委員会委員長）　片岡庄一郎（錦中地区青少年育成委員会委員長） 坂井　正廣（吾嬬二中地区青少年育成委員会委員長）　堀口　義晃（寺中地区青少年育成委員会委員長） 田口　武司（文花中地区青少年育成委員会委員長）　長谷川　豊（桜堤中地区青少年育成委員会委員長） 吉澤　利雄（吾嬬立花中地区青少年育成委員会委員長）　大野　賢司（警視庁本所警察署長） 原　安雄（警視庁向島警察署長）　大浦　俊哉（東京都江東児童相談所長） 大嶋　正　（墨田公共職業安定所長）　菅原　祐子（東京家庭裁判所主任家庭裁判所調査官） 伊東　葉子（東京保護観察所保護観察官）　釜賀　由美（向島労働基準監督署長） 高野　祐次（墨田区副区長）　加藤　裕之（墨田区教育委員会教育長） 鹿島田和宏（墨田区産業観光部長）　後藤　隆宏（墨田区福祉保健部長） 西塚　至　（墨田区福祉保健部保健衛生担当部長）　酒井　敏春（墨田区子ども・子育て支援部長） 【事務局】地域教育支援課長、地域教育支援担当主査、地域教育支援担当主事	
会議の公開（傍聴）	公開(傍聴できる)　部分公開(部分傍聴できる) 非公開(傍聴できない)　※書面開催のため	傍聴者数　―	
議題	１　報告事項 （１）令和３年度墨田区青少年対策事業推進状況について （２）墨田区子ども・若者計画に係る事業の実施状況について ２　協議事項 令和４年度墨田区青少年対策基本方針（案）について	
資料	１　令和３年度 墨田区青少年問題協議会次第（書面開催） ２　墨田区青少年問題協議会委員名簿　資料１ ３　報告事項 （１）令和３年度墨田区青少年対策事業推進状況　資料２	

	（２）墨田区子ども・若者計画に係る事業の実施状況　資料３ （３）墨田区子ども・若者計画事業一覧（令和４年１月現在）　資料４ ６　協議事項 令和４年度墨田区青少年対策基本方針（案）　資料５ ７　墨田区青少年問題協議会の書面開催について　別添１ ８　資料の説明　別添２ ９　意見・質問用紙　別添３ ■その他の資料　※「意見・質問用紙」の提出後に送付した。 １　質問等に対する回答一覧 ２　協議事項承認書

会議概要

今般の会議については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、参集による会議開催を中止し、書面により開催した。

■書面開催の方法

（１）令和４年１月２０日（木）に審議資料を郵送により全委員へ送付した。

（２）令和４年２月４日（金）までに各委員から「意見・質問用紙」の提出を受けた。

（３）令和４年３月１日（火）に「質問等に対する回答一覧」を全委員へ送付した。

（４）令和４年３月７日（月）までに各委員から「協議事項承認書」の提出を受け、協議事項の採決を行った。

■委員からの質問等及び区・関係機関からの回答

１　報告事項

（１）令和３年度墨田区青少年対策事業推進状況について

区議会議員　薬物乱用防止活動の展示場所について、今度は若者が目に触れやすい場所での実施は考えているのか。

生活衛生課　展示作品の管理面から区役所内で展示している。作品の作製を通して薬物乱用防止の認識と理解を深めてもらうことに、本活動の一番の意義があると考える。

なお、作品展に来られなかった青少年、地域住民にも見ていただけるよう、毎年、受賞作品を載せた啓発ポスターを学校等の公共施設へ掲示している。また、毎年、区立中学校に設置している啓発看板に受賞作品を掲示している。

区議会議員　すみだっ子の夢支援事業について、応募や支援実績はどのくらいあるのか。

地域教育支援課　当事業は墨田区青少年育成委員会連絡協議会の主催事業（墨田区教育委員会後援）であるため、次のとおり確認した。応募人数は 187 人、支援実績は 8 人、実施予定は 48 人（令和 4 年 2 月 24 日時点）で、支援した夢の例は「犬を飼いたい」、「鉄道会社を作りたい」、「ピアニストになりたい」、「マジシャンになりたい」等である。事業の実施については、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を注視しながら、調整を進めている。

学識経験者　コロナ禍で活動が推進できない点もあるが、承知した。青少年を孤立させないよう、コロナ禍の中でもできる支援を実施していきたい。

学識経験者　社会を明るくする運動における作文コンテスト、青少年健全育成作文コンクール、薬物乱用防止ポスター標語の取組で生徒作品が評価され、受賞を受けている事は成果であると考える。

学識経験者　各地区青少年育成委員会における活動について、墨田区立中学校 PTA 連合会が

実施している「夜間一斉パトロール」には、青少年育成委員会にも全面的な協力をいただいている。

また、今年度初めて、墨田区立中学校 PTA 連合会と青少年育成委員会との意見交換会を実施し、区内の青少年健全育成に向け、意見交換を実施し、より連携を図りながら推進していくことを確認した。

学識経験者　各地区青少年育成委員会における活動の中で、墨田区立の小・中学校の児童・生徒の夢の実現を支援する「すみだっ子たちの夢支援事業」は、新型コロナウイルス感染症の影響下で、できる事業を実施している良い取組である。

学識経験者　本内容を了承する。コロナ禍により、行動や会話が制限される中で、多くの児童・生徒たちから、言葉や絵を用いて表現できる作文コンテストやポスター・標語が提出されたのはとても有意義なことである。作文もポスター・標語同様に展示できたら良いと考える。

（2）墨田区子ども・若者計画に係る事業の実施状況について

区議会議員　基本方針１「幼保小中一貫教育の推進」の中で、11 年を通した連続した教育の推進とあるが、具体的に連続性を生かした活用方法と効果について聞きたい。

すみだ教育研究所　異校種間での出前授業、行事参加、授業見学、保育参観、意見交換を通して、教職員、保育士間の相互理解の深まりや、子どもに対する共通認識のもと、学習指導・生活指導が図られている。

また、子どもの就学に向けての期待感の醸成や小学校・中学校間の教科連携により、小１プロブレム・中１ギャップの未然防止に効果があると考えている。

学識経験者　子どもの居場所ネットワークづくりに事業名が変更になった事業について、補助金の交付という文言が無くなっているが、事業内容がネットワークづくりの支援のみになったという事か。

生活福祉課　平成３０年に策定した「墨田区子ども未来応援取組方針」の方針３「地域の活動を支援」にある「子どもの居場所ネットワークづくり」に文言を合わせて事業名称のみを変更している。補助金の交付など事業の中身は変更していない。

学識経験者　学校での読書や図書室の充実した活動内容は子どもを通して感じている。気になる点があるとすれば、人気のシリーズは読みたくても貸出中が多く、借りられない時が多々あった。充実したサービスになっているか子どもの意見を聞くアンケートをとって改善していくのはどうか。

指導室　学校図書館の蔵書について、より多くの本が借りられるよう団体貸出の利用、教員が聞き取りやアンケート等を実施し、児童・生徒からの希望や要望を聞くようにしていく。

学識経験者　昨年度、子ども達には学習用のタブレットが配布されたので、調べる時はネットがほとんどである。今後「図書館を使った調べる学習」はさらに難しくなってくると思われるが、今後の対策など検討されているか。

指導室　調べる学習については、学習相談会等を実施し、基本的に図書館を活用するよう児童・生徒、保護者に周知している。タブレット端末だけでなく、図書館や学校図書館の書籍も併用して活用するよう指導していく。

学識経験者　地域に関しては、区内南側の立川・菊川・千歳地域では、最寄りは緑図書館であるが、橋と大通りを超えるため、子どもにとって身近な存在とは言い難い状況である。住んでいる場所によって図書館への意識の格差がでていると考える。

ひきふね図書館	図書館では施設を対象とした団体貸出サービスを実施しており、保育園・幼稚園・児童館・小学校・学童クラブ等多くの施設が利用し、子どもが身近で本を読める環境づくりに努めている。引き続き、団体貸出を通して、居住地域による図書館への意識の格差や本との出会いの機会に差が生じないよう取り組んでいく。
学識経験者	子どもにもっと本を身近に感じてもらうため、マンガを入口にしても良いと考える。ブックオフへ行ってマンガを立ち読みしている子どもを沢山見かける。
ひきふね図書館	図書館では、月刊漫画雑誌など人気の雑誌のほか、歴史や伝記、科学の取り組みにくい分野についても、イラストストーリーでわかりやすく紹介した学習漫画を所蔵している。 今後も、図書館や本に親しみを感じてもらえるよう取り組んでいく。
学識経験者	共働き世帯の増加など、家庭環境をはじめ青少年を取り巻く環境が大きく変化する中、全国では青少年をはじめ、青少年一人ひとりがその人らしくいられる居場所づくりが進められてきていることから、青少年が心身に抱える悩みの発見は、様々な場において見つけることが求められてきている。その中において「墨田区子ども・若者計画事業一覧（資料４）」２ページ目「（２）確かな学力と豊かな人間性の育成」の「８ SOS の出し方に関する教育」は重要な位置を占めると考える。 一方、この内容は「墨田区子ども・子育て支援総合計画」にも類似する内容が盛り込まれており、「思春期相談」などは代表的な例と考える。青少年の年齢の定義は、各法令や条例によって異なるが、カバーしている年齢は重なる部分が大きい。 このことからこの項目において保健計画課、保健センターの保健師も参画していると記載されているが「墨田区子ども・子育て支援総合計画」の所管部署も参加することで、行政組織に横串をさし、より重層的なアプローチや施策もできてくるのではないだろうか。
子育て支援課	墨田区子ども・子育て支援総合計画は、区の事務事業に関して、子ども及び保護者等への支援並びに子育て全般にかかわる支援の実施に関する計画を定めることを目的としており、区の各部署が実施している子ども・子育て支援に関する施策を包括的に掲載している。ご指摘の思春期相談事業は、その中の一つであり、記載のとおり保健センターが所管している。 当該計画を策定している当課としては、引き続き、庁内の連携を深めながら、子ども・子育て支援に取り組んでいく。
学識経験者	「墨田区子ども・若者計画事業一覧（資料４）」５ページ目「（３）社会貢献、社会参画の促進」の「１７総合防災教育」について、防災に関する意識を子どもたちに持ってもらうことで、地域防災力が強くなることから、地域教育支援課が担当に入っていることは大きい。地域防災は自治会の自主防災組織が中心になっていることから、子どもと地域がつながることが大切である。 実際、区立の小・中学校では自治会と学校が連携し、防災教育の視点を踏まえた取り組みが展開されている。このことから、本事業には地域活動推進課との連携も重要と考える。青少年たちが自分たちの住む地域を知り、その地域において発生している様々な課題を意識し、地域とともに取り組むことで、青少年健全育成もより推進されるものと考える。
地域教育支援課	墨田区子ども・若者計画の各事業については、事業主体である課・機関を記載

	しているため、協力関係にある課・学校・自治会等までの記載はしていない。 地域活動推進課にはご意見として情報提供する。
関係行政機関の職員	新型コロナウイルス感染症の影響で中止になった事業の代替案等があれば、ご報告願いたい。
スポーツ振興課	区民健康スポーツデーの代替事業は実施していない。
すみだ清掃事務所	クリーンキャンペーンの代替事業は実施していない。
ハローワーク墨田	学卒求人申込説明会の代替事業として、YouTube での説明映像等の閲覧の周知等を行い、その上で質問等に対しては個別に対応している。
地域教育支援課	夏休み自然体験教室の代替事業は実施していない。 すみだまつり・こどもまつりでの PR 活動の代替事業はないが、各地区青少年育成委員会の活動可能な範囲でロゴ入りウェットティッシュ等の配布を行い、PR 活動を行っている。
学識経験者	地道な取組の継続が評価されている。
学識経験者	青少年たちが自分たちの住む地域を知り、その地域において発生している様々な課題を意識し、地域とともに取り組むことで、青少年健全育成もより推進されるものと考える。 社会福祉協議会では「社会的包摂に向けた福祉教育」が展開されていることから、「福祉教育」の視点も踏まえることにより、本計画事業がより効果的になると考える。
学識経験者	本内容を了承する。コロナ禍で有意義な事業が中止せざるを得なかったのはとても残念である。体験事業等は、実施方法の変更等も含め検討が必要な時期であると考える。今後も感染症対策を講じながら事業の実施をお願いしたい。

２　協議事項

令和４年度墨田区青少年対策基本方針（案）について

区議会議員	子どもの貧困問題について、社会的な格差拡大が子どもの貧困に直結し、劣等感に繋がり、道から外れて非行に流れて行くという悪循環になっていく事を止めるには、社会で支え合う事に尽きると考える。必要な環境整備とは具体的に予算と中身について教えてほしい。私からは就学援助費目の拡充をお願いしたい。
生活福祉課	平成 30 年に策定した「墨田区子どもの未来応援取組方針」に掲げた３つの方針に基づき、各課が所管関連事業（８０事業）に取り組んでいる。
学務課	就学援助では、区独自に「メガネ購入費」と「運動着」について支援を行っている。今後も国・都や他の自治体の動向を見ながら、総合的に判断して、必要な支援を行う。
学識経験者	青少年の犯罪動向について、小学生の万引き事案は本区も多いのか。
本所・向島警察署	令和 3 年の小学生の万引き事案については、東京都内で 424 人補導されている。この数字は令和２年と比べて 75 人増加している。少年犯罪における万引きの件数が総数 1,035 件で小学生の占有率は 41%を占めている。 墨田区における小学生が引き起こした万引き事案は９件（向島 5 件、本所 4 件）で、少年が起こした万引き事案の総数が 13 件であるため、小学生の万引きが多数を占めている。
学識経験者	青少年のインターネット利用環境実態調査結果からの状況分析に対して、保護者、児童・生徒に対する情報モラル教育の取組が必要である。多方面から、保護

	者、児童・生徒に対する研修（利便性と人権侵害、そして犯罪）が必要である。
指　導　室	セーフティ教室等で情報モラルについて取り上げ、児童・生徒と保護者が一緒に考えることができる機会を設けていく。また、児童・生徒には、都や区の冊子やリーフレット等を活用し、人権教育という視点を含め、指導している。
学識経験者	目標４（９）について、若年無業者・ひきこもりの問題は、社会性や自立性を育む必要があるのは分かる。ただ、記載内容の学習支援や教育環境を充実することで解決するには少し違和感がある。学習や生活能力の向上ももちろん大事であるが、対人関係の能力向上に対する支援策や学びが必要かと考える。 また、フリーターに関しては、社会の仕組みや個人の考え方による見方で捉え方が変わるので、若年無業者とひきこもりとは別な気がする。それほど大きな問題とは考えない。
地域教育支援課	若年無業者・ひきこもり等の問題については、学習支援や教育環境を充実させるとともに、青少年が地域社会や関係団体と関わる機会を創出し、社会性や協調性を培う必要がある。地域社会や関係団体との関わりについては、基本方針目標２で述べるとともに、墨田区子ども・若者計画に掲載している放課後子ども教室、ボランティア活動、ジュニア・リーダー、サブ・リーダー、職場体験等を推進し、青少年が様々な方と関わる機会を創出している。 また、フリーターに関しては、国の子供・若者白書における若者の社会的自立の課題に若年無業者と非正規雇用（フリーター含む）が並記されていることから、本目標においても並記している。
学識経験者	「１　趣旨」において青少年本人をめぐる問題や課題が記載されているが、ヤングケアラー、子どもの貧困、ネグレクトなどの現代社会における地域福祉課題は、家庭や地域など、青少年が過ごす基盤そのものにも視点を置く必要がある。このことに関しても、墨田区子ども・子育て支援総合計画の趣旨 3 及び 4 段落に「子どもや家庭、地域を取り巻く環境に関する課題と、その課題解決に向け必要とする内容」が記載されている。 このことから、本方針にも家庭や地域を視点においた表記を盛り込むことが必要と考える。
地域教育支援課	ご指摘のとおり、青少年問題の背景には、共働き世帯やひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化､地域活動の担い手の高齢化･固定化など多岐に渡るが、全て羅列すると文章が長くなることから、要約した表記としているので、ご理解いただきたい。
関係行政機関の職員	薬物やたばこの害については事業に取り上げられているが、若者（20 歳未満）のアルコールの問題については、方針にも事業一覧にもないが、どのように考えているか。
地域教育支援課	薬物乱用防止に関する教育については、飲酒による害等も含めて実施している。墨田区子ども・若者計画の改定時には飲酒に関する文言の追記を検討する。
区議会議員	基本的な考え方の記述が分類ごとにまとめられ見やすくなった。ヤングケアラーについての追記も良かった。
学識経験者	提案の内容について賛同する。ただし、本文中のデータは桁が大きく、区内でのデータへの言及はなされていないため、本区の一番の重点が見えてこないように感じた。
学識経験者	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う変化やヤングケアラーなどの今

	日的な課題をふまえた方針になっている。
学　識　経　験　者	少子化が進み、学校もクラス数が減り、家庭においても夜遅くに親が帰ってくるなど、近年、青少年（子ども）の孤立になる環境が目立ち始めている。 地域では、そのような青少年（子ども）への支援に向け、様々な取組が展開されているが、重要なのは青少年（子ども）一人ひとりが、その人らしくいられる環境を整備することであり、それには、その子にあった居場所づくりが必要である。 本計画にも目標３に居場所づくりを進めようと記載されているが、居場所がない青少年（子ども）たちが犯罪に巻き込まれたり、問題行動を起こしたりすることもある。 このことから、青少年（子ども）たちの居場所づくりを積極的に進めていく必要があると考える。
学　識　経　験　者	新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもたちの日常生活や学校での様々な活動が制限される中、体験活動等の自粛によるコミュニケーション力の低下や物理的距離が広がったことによる偏見や差別などの助長が懸念される。 不登校・いじめ・自殺の問題や薬物乱用など犯罪に関わる行為を未然に防ぐためにも学校・地域・関係団体が一体となって連携していくことがより求められている。
学　識　経　験　者	原案どおり了承する。様々な課題が山積するが、目標達成に向けてより最善の解決「0．方法」を考えていけたら良い。
学　識　経　験　者	賛同する。
関係行政機関の職員	原案のとおりで良い。
３　その他	
区　議　会　議　員	ヤングケアラーについては、部活や勉強、もっと言えば、友達と遊ぶことも制限されて心に影を落とす原因になる可能性があるため、今具体的に考えている福祉・介護・医療・子育て・教育関係の連携を教えてほしい。
子育て支援総合センター	要保護児童地域対策協議会（以下、「要対協」）で受理しているケースは、介護・医療・教育機関を含めた関係機関と情報共有して支援方法等を協議しており、虐待対応マニュアル（関係機関用）や要対協実務者会議等を通じて、ヤングケアラーについて周知している。 国は令和３年度末を目途に、福祉・介護・医療・教育といった他機関連携によるヤングケアラー支援マニュアルの作成、ヤングケアラーの認知度調査と広く国民にヤングケアラーの広報や周知啓発を行うとしており、本区もヤングケアラーの認知度向上としての区報の活用や講演会、関係する各機関による研修等の実施を検討する。
学　識　経　験　者	タブレット授業が出来るようになり、コロナ禍においてとても有効であり、これからの時代必要なものである。ただ、不登校になる児童・生徒がいるという話も聞く。保護者会もリモートで行っている様である。コロナ禍、そして忙しい保護者が多い中、とても画期的であるが、保護者同士や地域の人達との関わりが薄れてしまい、保護者、特に母親が孤立化してしまう事が心配である。子どもにもとても影響すると思う。新型コロナウイルス感染症の感染状況にもよるが、出来るだけ保護者も子どもたちも対面でお願いしたい。

指　導　室	タブレット端末が配布され、学校ではタブレットを活用した授業を進めている。また、家庭でもデジタルドリルを使って学習に取り組んだり教材を配信したりできるようになりとても便利になった。コロナ禍で、学校公開や保護者会をオンラインで行う学校も増えている。しかしながら、タブレット端末は学習用具の一つであり、使うことが目的ではありません。また、オンラインでさえやれば十分ということではなく、子供たちが対面で話し合ったり、直接体験したりする学習が重要だと考える。学校公開や保護者会、地域行事なども直接参観したり参加したりする機会をもつことで保護者同士、地域とのつながりが深まると考える。今後もオンラインと対面の良さを生かしながら、感染症対策を講じながら場面に応じて適切に使い分けていく。
学識経験者	自分が子どもの頃から比べるとかなり遊具の数が減った様に思う。危険とされるものが増えたからの様であるが、それにより、子ども達の運動能力や危険予知能力が低下している様に思う。実際、ちょっと転倒しただけでもすぐに骨折してしまう小学生が増えていると聞く。保育園児の増加で、なかなか１人１人に目が行き届かない事もあると思うが、公園での見守り人員を作る等、何か対策を考えては頂けないか。
道路公園課	公園の遊具については、遊具設置時の安全領域を確保する必要があることから、公園面積に配慮した遊具とし、地元町会・学校・保育園等の意見を踏まえて整備している。 また、公園を利用する児童の見守りについては、地元町会等と公園愛護協定を締結し、清掃などの維持管理と合わせて、利用者への指導を行うなど、地域の方の目が入るように取り組んでいる。
学識経験者	スクールロイヤー（弁護士）の配置をお願いしたい。 保護者等による教職員に対する「悪質なクレーム」に対し、区として対応していただいていることは充分承知している。しかし、現行ではそのような保護者等からの攻撃に対し、教職員への相談に乗ることが主で、「クレーマー」には教職員自ら対処しているのではないか。私も育成委員会活動に於いて、そのような保護者に対する対応の難しさを何度か体験している。以上から、教職員にクレーマーへの相談に乗るだけでなく、直接対応できる弁護士を配置していただけると、教職員は安心して生徒へ学習・生活指導にあたれる。特に若手の教員の負担軽減になる。財政面などに難しさがあるとは思うが、配置に向けて検討してほしい。
指　導　室	現在、区には法務課に弁護士が配置されている。クレーム対応などの学校問題に対する事案についても、法務相談という形で学校が弁護士に相談できるようになっている。学校が弁護士に相談したい案件がある場合は、区に相談内容を申請し、弁護士が学校を訪問し教職員の相談に応じることができるようになっている。今後も法務相談について各学校園に周知し、活用を通して学校が対応できるようにしていく。
区議会議員	新型コロナウイルス感染症が与えた子どもたちへの影響について、具体的な分析や対策が弱いように感じた。
学識経験者	新型コロナウイルス感染症の感染防止対策がまもなく２年となる。本校の最寄り駅の錦糸町駅では、ルールを守らない身勝手な大人が多く見られ、青少年の健全育成を目指す上で残念である。
学識経験者	本計画の複数の部署が協働により担当している事業がある一方、関連する部署

	が入っていない事業も複数散見される。 　先にも述べたが、部署が横断し、それぞれの役割を分担しながら事業を進める事により、重層的な支援や取組ができてくると考えるので、部門間連携をより進めていただきたい。
関係行政機関の職員	若年からの大量のアルコール摂取は、他の非行の要因にもなっている。見過ごされやすいが、若年時に正しい知識が得られるようその対策についてご検討いただきたい。

４　協議事項の承認

　令和４年度墨田区青少年対策基本方針（案）については、各委員から提出された協議事項承認書による承認が過半数を超えたため、決定とした。なお、承認等の内訳は令和４年３月１１日時点で以下のとおりである。

（１）承認　　３９人
（２）非承認　　０人
（３）未回収　　１人

――

会議の概要は、以上である。

所　管　課	墨田区教育委員会事務局地域教育支援課地域教育支援担当 （電話０３－５６０８－６５０３）

令和３年度墨田区青少年問題協議会　次第（書面開催）

１　議事

（１）　報告事項

ア　令和３年度墨田区青少年対策事業推進状況について　　資料２

イ　墨田区子ども・若者計画に係る事業の実施状況について　　資料３

（２）　協議事項

令和４年度墨田区青少年対策基本方針（案）について　　資料５

２　事前配布資料一覧

（１）　墨田区青少年問題協議会委員名簿　　資料１

（２）　令和３年度墨田区青少年対策事業推進状況　　資料２

（３）　墨田区子ども・若者計画に係る事業の実施状況　　資料３

（４）　墨田区子ども・若者計画事業一覧（令和４年１月現在）　　資料４

（５）　令和４年度墨田区青少年対策基本方針（案）　　資料５

※事前配布資料は令和４年１月１２日付けで委員の皆様へ送付しております。

３　書面開催資料

（１）　墨田区青少年問題協議会の書面開催について（別添１）

（２）　事前配布資料の説明（別添２）

（３）　意見・質問用紙（別添３）

資料1

墨田区青少年問題協議会委員名簿

（令和４年１月２０日現在）

職　名	選出区分	氏　　名	備　考
会　長	墨田区長	山　本　　亨	
委　員	区議会議員	加　藤　　拓	
		たかはし　のりこ	
		あさの　清　美	
		中村　あきひろ	
	学識経験者	中　村　奈緒美	区立小学校長会会長
		織　部　明　広	区立中学校長会会長
		金　田　裕　治	高等学校長代表
		吉　川　宜　範	私立幼稚園連合会会長
		高　木　基　裕	区立小学校ＰＴＡ協議会会長
		平　林　秀　敏	区立中学校ＰＴＡ連合会会長
		小　野　俊　一	青少年委員協議会会長
		小　澤　裕　二	少年団体連合会会長
		島　田　泰　子	スポーツ推進委員協議会会長
		鎌　形　由美子	民生委員・児童委員協議会会長
		廣　田　健　史	本所防犯協会会長
		岩　田　庸一郎	向島防犯協会会長
		有　馬　慶　子	保護司会会長
		西　村　紀　子	墨中地区青少年育成委員会委員長
		安　藤　玲　子	本中地区青少年育成委員会委員長
		山　口　仁　美	両中地区青少年育成委員会委員長
		横　井　新　一	竪中地区青少年育成委員会委員長
		片　岡　庄一郎	錦中地区青少年育成委員会委員長
		坂　井　正　廣	吾嬬二中地区青少年育成委員会委員長
		堀　口　義　晃	寺中地区青少年育成委員会委員長
		田　口　武　司	文花中地区青少年育成委員会委員長
		長谷川　　豊	桜堤中地区青少年育成委員会委員長
		吉　澤　利　雄	吾嬬立花中地区青少年育成委員会委員長
	関係行政機関の職員	大　野　賢　司	本所警察署長
		原　　安　雄	向島警察署長
		大　浦　俊　哉	東京都江東児童相談所長
		大　嶋　　正	墨田公共職業安定所長
		菅　原　祐　子	東京家庭裁判所主任家庭裁判所調査官
		伊　東　葉　子	東京保護観察所保護観察官
		釜　賀　由　美	向島労働基準監督署長
	区の職員	高　野　祐　次	副区長
		加　藤　裕　之	教育委員会教育長
		鹿島田　和　宏	産業観光部長
		後　藤　隆　宏	福祉保健部長
		西　塚　　至	福祉保健部保健衛生担当部長
		酒　井　敏　春	子ども・子育て支援部長

資料2

令和３年度墨田区青少年対策事業推進状況

１　行事等

（１）墨田区青少年非行防止強調月間（令和３年７月１日～３１日）

庁舎前に標語「たくましく育つ子どもが未来をつくる」の懸垂幕を掲示した。

（２）社会を明るくする運動（令和３年７月１日～３１日 強調月間）

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、例年実施している中央集会は映像により実施した。また、感染症対策を講じながら街頭活動やポスターの掲示により、運動の主旨である「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」のＰＲを行った。

今年度の作文コンテストでは、小学生から２３作品、中学生から９０作品の提出があり、うち１名が東京更生保護女性連盟会長賞を受賞した

（３）墨田区青少年健全育成区民大会

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、会場開催を中止したが、例年の出席者に区民大会宣言を送付して青少年の健全育成活動の啓発を行った。

なお、青少年健全育成作文コンクール最優秀賞受賞者には令和３年１１月２７日（土）に墨田区長から表彰状を贈呈した。

※　青少年健全育成作文コンクール応募数　６，２１９編（入賞作品数 １７７編）

（４）薬物乱用防止活動

墨田区役所１階アトリウムにおいて、令和３年１２月１４日（火）から１６日（木）までの間、区内の中学生による薬物乱用防止ポスター・標語の作品展を開催した。

（５）各地区青少年育成委員会における活動

新型コロナウイルスの感染対策を講じながら、地域の実情に応じて、夜間パトロールや地域教育懇談会、体験事業を行った。また、「すみだの力応援助成事業」を活用して、墨田区立小・中学校の児童・生徒の夢の実現を支援する「すみだっ子たちの夢支援事業」を実施している。

２　会議等

（１）連絡協議会育成委員長会議（全７回）墨田区役所１１階　教育委員会室

※第７回の会議は令和４年３月２４日（木）に開催予定である。

（２）連絡協議会定期総会　令和３年７月１７日（土）書面開催

資料3

墨田区子ども・若者計画に係る事業の実施状況

1　新型コロナウイルスの影響により中止となった事業（５事業）

（1）基本方針１　全ての子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援

事業名		担当課・機関	事業内容
1	夏休み自然体験教室 （農山村生活体験事業） （資料４　P3）	地域教育支援課	自然体験や異学年交流を通じて、子ども達の豊かな感性や情緒を育むため、児童・生徒を対象に、農山村等における生活体験や集団生活を体験する自然体験教室を行います。
2	区民健康スポーツデー （資料４　P4）	スポーツ振興課	原則として 10 月の体育の日を区民健康スポーツデーと位置付け、全ての区民が一日スポーツに親しむ日とすることで、スポーツの振興を図ります。
3	クリーンキャンペーン （資料４　P4）	すみだ清掃事務所	ごみゼロデー（５月 30 日）にちなみ、道路や公園等の散乱ごみの清掃を内容とするキャンペーンを地域住民が主体的に進める活動として実施することで、美観の向上を図るとともに、地域力の強化を目指します。
4	学卒求人申込説明会 （資料４　P8）	経営支援課 ハローワーク墨田	新規学校卒業予定者を対象に求人申込みが見込まれる事業所に対し、求人申込みにあたっての事務手続等についての説明を行うとともに、適正な従業員採用計画の樹立、求人秩序の維持、公正採用選考のルールの遵守及び就職差別の解消のため、実施しています。

（2）基本方針２　子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備

事業名		担当課・機関	事業内容
1	すみだまつり･こどもまつりでの PR 活動 （資料４　P12）	地域教育支援課	青少年の非行・被害防止・健全育成についての現況、対策及び育成委員会活動について、すみだまつりの会場（錦糸公園）でチラシ等を配布するなど、青少年の非行・被害防止の活動ＰＲと意識啓発を図ります。

※すみだまつり・こどもまつりは会場開催を中止したが、ポスターコンテスト表彰式及び親善大使の認定式は実施した。

２　令和３年度に事業内容等の変更があった事業（６事業）

（１）基本方針１　全ての子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援

事業名		担当課･機関	事業内容		変更理由等
			変更後	変更前	
1	幼保小中一貫教育の推進 (資料４ P2)	すみだ教育研究所	「墨田区幼保小中一貫教育推進計画」に基づき、幼稚園・保育園等から小学校への就学時及び小学校から中学校への進学時の円滑な接続を図るとともに、幼児期から義務教育終了までの 11 年間を通した連続性のある教育を推進します。また、交流や意見交換を通して、異校種間等の円滑な連携を図ります。	幼保小中一貫教育推進計画に基づき、幼稚園・保育園・認定こども園、区立小・中学校の連携を推進し、中学校卒業までを見越した教育を全校種で意識し実践することで、学ぶ環境を整え確かな学力を育みます。	文言の整理のため、左記のとおり変更する。
2	子ども読書活動の推進 (資料４ P3)	ひきふね図書館	○学校図書館の充実 ③小中学校に学校司書要員を<u>配置</u>し、学校図書館の活用推進を図ります。	○学校図書館の充実 ③小中学校に学校司書要員を<u>派遣</u>し、学校図書館の活用推進を図ります。	実態として「配置」という文言が適切であるため、左記のとおり変更する。

（２）基本方針２　子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備

事業名		担当課・機関	事業内容		変更理由等
			変更後	変更前	
1	地域福祉プラットホーム事業 (資料４ P10)	厚生課 墨田区社会福祉協議会	令和２年度まで墨田区社会福祉協議会が地域の居場所、気軽な相談場所として実施していた「地域福祉プラットフォーム」は、令和３年度から区が進めている包括的支援体制整備事業の地域の拠点として位置づけ、区が墨田区社会福祉協議会に委託して運営しています。（※令和３年１０月現在、京島三丁目、本所一丁目、八広五丁目の３カ所で開設）	公的サービスだけでは対応することが難しい課題を解決するため、社会福祉協議会が行う住民同士の支え合い・助け合いや多様な主体の連携・協働のための「地域福祉プラットフォーム（※）」づくりを区が支援します。（※平成３０年１０月現在、京島三丁目と石原四丁目の２か所に開設）	実施主体の変更等のため、左記のとおり変更する。
2	【変更後】 子どもの居場所ネットワークづくり 【変更前】 すみだ食で繋がるネットワーク運営補助事業 （資料４ P10）	生活福祉課 墨田区社会福祉協議会	食事提供活動を通じ、子どもの居場所づくりを行っている区内の団体及び区との連携、ネットワークづくりを支援します。	墨田区社会福祉協議会が運営する「すみだ食で繋がるネットワーク」に対して補助金を交付し、地域食堂等（いわゆる子ども食堂）の情報交換会を実施します。	子どもの居場所づくりを行っている区内の団体活動目的が、地域づくりやコミュニティ強化・食育・防災・共働き支援等様々であり、墨田区社会福祉協議会が事務局となって、それぞれの活動に役立つ情報提供・共有を行うことで、連携を図っている。

（3）基本方針３　困難を有する子ども・若者やその家族への支援

事業名		担当課・機関	事業内容		変更理由等
			変更後	変更前	
1	教育相談事業 (資料 4 P13)	すみだ教育研究所	幼児・児童・生徒と、その保護者を対象に、子どもの教育上のさまざまな悩みに対して相談に応じ、その解決のための助言や支援を行っています。また、電話相談として「親子電話相談」「ヤングテレフォン相談」を実施しています。	幼児・児童・生徒や保護者が学校や家庭で直面するさまざまな問題に対して、専門的な視点からの改善・解決に向けた支援をするため、教育相談事業を実施します。また、来室できない方でも相談できるよう、ヤングテレフォン、親子電話相談なども行います。教育相談事業において早期改善・解決することで、子どもたちの健やかな育ちを支援します。	文言の整理のため、左記のとおり変更する。
2	【変更後】 ヤング相談コーナー等における他機関への紹介 【変更前】 ヤング相談コーナーにおける他機関への紹介 (資料 4 P15)	ハローワーク墨田	事業名の変更のみ、事業内容の変更はなし。 （参考：事業内容） 34 歳以下の若年求職者を対象とした職業相談窓口において、相談内容に応じて保健センターや地域若者サポートステーション等への紹介を行います。		事業名を「ヤング相談コーナー等における他機関への紹介」に変更する。 保健センターへの紹介は、当所の専門援助第二部門（障害のある方への相談窓口）が必要に応じて行っているため、ヤング相談コーナー等とする。

資料4

墨田区子ども・若者計画事業一覧（令和４年１月現在）

基本方針１　全ての子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援

（１）基本的な生活習慣の形成

№	事業名	内容	担当課・機関
1	幼児教育の推進	幼児期の教育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要なものです。幼稚園・保育園において、教員・保育士等は、幼児が安定した情緒の下で主体的に活動できるよう環境を整え、基本的な生活習慣や集団生活のルール、健全な心身の発達の基礎等について身に付けるようにします。	指導室 子ども施設課 私立幼稚園
2	幼稚園、保育所等、小・中学校での食育の推進	食料の生産から消費に至るまでの食に関する様々な体験等を通じて、食に関する理解を深めることで幼児・児童・生徒の健康維持、増進につなげます。	指導室 学務課 子ども施設課
3	学校教育における生活習慣にかかわる指導	小学校入学段階のスタートカリキュラムによる指導を始めとして、各教科の学習や学級活動、保健指導、遠足・宿泊などの学校行事等を通じて、集団生活のルールや健康の保持促進、学校内外での安全について指導を行い、望ましい生活習慣を形成します。	指導室
4	食育推進事業	「墨田区食育推進計画」に基づき、「手間かけて みんなでつくる すみだの食育」を基本理念に、基本目標『食で「ひと」「まち」「交流」「安心」「協働」を育む』に準じた食育推進事業を区民・地域団体・ＮＰＯ・事業者・企業・大学など多様な分野と区が連携しながら、すみだ食育推進会議の中で「協創」の食育へと推進します。	保健計画課 すみだ食育 good ネット
5	健康づくりのための普及啓発	「すみだ健康づくり総合計画」に基づき、区民一人ひとりが生涯を通じて、健康保持増進に取り組めるよう、健康づくりに対する意識の高揚や知識の普及を図ります。	保健計画課
6	健康診査	16 歳から 39 歳までの区民を対象として、健康の増進と維持を目的とした健康管理に役立てるため、若年区民健康診査を実施します。	保健センター
7	栄養指導	将来の健康について考え、自ら適切な食生活を実践できるよう、栄養相談や食生活講習会等を実施し、栄養に関する正しい知識の普及啓発を図ります。	保健センター
8	エイズ及び性感染症等に関する普及啓発	エイズ及び性感染症に対する正しい理解を深めるため、ポスターやパンフレットの配布等、普及・啓発を図ります。	保健予防課
9	たばこの害についての普及啓発	たばこの健康被害や受動喫煙による影響を理解し、喫煙行動を防止するため、小学校高学年向けに、啓発リーフレットを配布し、意識啓発を図ります。	保健計画課 (保健センター)

（２）確かな学力と豊かな人間性の育成

№	事業名	内容	担当課・機関
1	幼保小中一貫教育の推進	「墨田区幼保小中一貫教育推進計画」に基づき、幼稚園・保育園等から小学校への就学時及び小学校から中学校への進学時の円滑な接続を図るとともに、幼児期から義務教育終了までの 11 年間を通した連続性のある教育を推進します。また、交流や意見交換を通して、異校種間等の円滑な連携を図ります。	すみだ教育研究所
2	学力向上「新すみだプラン」の推進	児童・生徒の学力向上を図るため、「学校の教育力の向上」「家庭の教育力の向上」「地域の教育力の向上」の３つを柱に、学力向上に関する施策を展開します。	すみだ教育研究所
3	教職員研修事業	今日的な教育課題への対応、各職層において習得すべき内容、授業指導法などについて研修を行い、教員の指導力向上を図り、子どもたちの学力向上につなげます。	指導室
4	学校支援指導員派遣事業	全ての幼稚園・学校に学校支援指導員を配置して、学習指導、生活指導、特別支援等の補助を行い、幼児・児童・生徒が安心に安定した学校生活を送ることができるようにすることで、確かな学力につなげます。	指導室
5	研究協力校（園）及び特色ある学校づくり推進校、グループ・個人奨励	教育委員会が示した内容や今日的教育課題の解決を図るため、学校においての研究実践や、特色ある教育活動等について推進します。	指導室
6	人権教育	地域や学校の実態に即して、同和問題をはじめとする様々な人権課題を理解し、自分の大切さとともに他の人の大切を認めることができるようになり、様々な場面での具体的な態度や行動に移していくことのできる人権教育を推進します。	指導室
7	道徳教育の推進	特別の教科道徳を核とした全ての教育活動を通じて、道徳教育を推進し、人間としての生き方の自覚を促すことで、豊かな心をもち道徳性を身に付けた児童・生徒を育成します。	指導室
8	ＳＯＳの出し方に関する教育	「困難やストレスに直面した児童・生徒が信頼できる大人に助けの声を上げられる」ことを目標として、小学校 5 年生から中学校 3 年生までを対象に、「SOS の出し方に関する教育」を学校の教育活動として位置付けて実施します。また、授業教材の作成や授業の実施にあたっては、保健計画課や保健センターの保健師等も参画します。	指導室 保健予防課 (保健センター)
9	若年層に向けた男女共同参画意識の醸成	男だから、女だからと性別を理由として役割を決めつけたり、性別のイメージを固定的に考えて自分自身や誰かの生き方を制約することがないよう、中学生以上を対象とした若者向けの啓発冊子を発行し、男女共同参画意識の醸成を図ります。	人権同和・男女共同参画課
10	情報教育の推進	児童・生徒が主体的に情報を選択・活用する能力を育てるため、コンピュータを活用した教育やＳＮＳの適正な利用等を推進します。	指導室

№	事業名	内容	担当課・機関
11	伝統文化等に 触れ合う機会の提供	児童・生徒の郷土への理解や愛着心を育むため、すみだ北斎美術館やすみだ郷土文化資料館等と連携し、郷土の歴史や伝統文化を深める授業等を行います。	指導室 地域教育支援課
12	体験的な活動を 取り入れた学習	児童・生徒の社会性や豊かな情操を育むため、特別活動等におけるボランティア活動や自然体験活動のほか、移動教室や野外体験活動の充実を図ります。	学務課 指導室
13	夏休み自然体験教室 （農山村生活体験 事業）	自然体験や異学年交流を通じて、子ども達の豊かな感性や情緒を育むため、児童・生徒を対象に、農山村等における生活体験や集団生活を体験する自然体験教室を行います。	地域教育支援課
14	自然環境学習	野鳥、昆虫、樹木などの観察を通して、人と自然とのつながりを見る目を養い、今後の環境づくりを考えるきっかけとするとともに、身近な場所にビオトープを造ることで、生き物と触れ合い、自然環境の大切さを学びます。	環境保全課
15	子ども読書活動の 推進	○学校図書館の充実 ①区内全小・中学校が参加する「図書館を使った調べる学習コンクール」を実施し、子どもが主体的に学ぶことを支援します。 ②授業等での学校図書館の活用を図るとともに、展示の工夫やイベントの開催を通して、児童・生徒の読書活動を推進します。 ③小中学校に学校司書要員を配置し、学校図書館の活用推進を図ります。 ○学校と図書館の連携強化 ①「図書館を使った調べる学習コンクール」の個別相談会を図書館で実施し、子どもの研究活動を支援します。 ②小中学校へ図書の団体貸出を行い、児童・生徒がより多くの本に接する機会を増やします。 ③読み聞かせボランティア講座を図書館で開催し、学校での読み聞かせを行うボランティアの活動を支援します。 ④図書館見学や職場体験学習、ブックリストの配布を通じて、児童・生徒の読書への関心を高めます。 ⑤学校図書館担当者の専門性を高めるために、司書教諭研修を図書館にて実施します。また、小中学校の学校司書と図書館司書の情報交換会を行い、情報共有に努めます。 ○地域での読書活動の推進 幼稚園・保育園等の施設への団体貸出を行うとともに、図書館ボランティアの協力を得て、学校や障害児施設での出張読み聞かせ会等を行い、地域での読書活動を推進します。 ○区立図書館での児童・生徒向けサービスの充実 ①おはなし会やイベントを通じて、幼児・児童・生徒の読書への関心を高めます。 ②青少年向けにティーンズコーナーを設け、青少年が読書に親しみ、豊かな教養を身に付けることができるよう支援します。	ひきふね図書館 指導室

№	事業名	内容	担当課・機関
16	健康と体力向上の推進	体位、体力の向上を図るため、指導資料を作成し、区立小・中学校の児童・生徒の心身の健康増進を図るとともに、体育優良生徒を表彰し、スポーツ奨励を図ります。	指導室
17	スポーツ振興事業	スポーツ教室、区民体育大会、障害者（児）スポーツ・レクリエーション大会などを開催し、スポーツの振興を図るとともに、広く区民の健康増進を支援します。	スポーツ振興課
18	区民健康スポーツデー	原則として 10 月の体育の日を区民健康スポーツデーと位置付け、全ての区民が一日スポーツに親しむ日とすることで、スポーツの振興を図ります。	スポーツ振興課
19	総合型地域スポーツクラブ自立支援	地域の日常的な活動の場として、誰もが参加できる気軽にスポーツやレクリエーションを楽しむことができる地域スポーツクラブを展開し、豊かな地域スポーツライフを築きます。	スポーツ振興課
20	スポーツ推進委員の活動	スポーツ教室等の企画運営に参画し、区民にスポーツの指導・助言を行いスポーツの振興を図ることで、広く区民の健康増進を支援します。	スポーツ振興課
21	各種スポーツ活動	子ども達の心身を鍛えるとともに、健康増進を図るため、柔・剣道教室などを実施します。	本所・向島警察署（地域教育支援課）

（３）社会貢献・社会参画の促進

№	事業名	内容	担当課・機関
1	地域力育成・支援事業	地域で活動している方や地域活動に関心がある方を対象に、リーダースキルやコーディネータースキル等の提供、活動者の交流会等を行い、自主的かつ組織的に活動できる人材を育成します。	地域活動推進課
2	すみだ生涯学習センター事業	区民がさまざまな生涯学習活動を行うための拠点施設として、生涯学習の機会や場の提供、学習情報の発信、学習相談を実施するなど、区民の生涯学習を支援します。	地域活動推進課 すみだ生涯学習センター
3	図書館における青少年活動の推進	中高生のボランティアグループ「ひきふね図書館おもてなし課」の活動を通して、中学生・高校生が自主的にイベントや特集展示コーナーの企画や運営を行うことで、地域貢献の意識醸成を図ります。	ひきふね図書館
4	クリーンキャンペーン	ごみゼロデー（5月 30 日）にちなみ、道路や公園等の散乱ごみの清掃を内容とするキャンペーンを地域住民が主体的に進める活動として実施することで、美観の向上を図るとともに、地域力の強化を目指します。	すみだ清掃事務所
5	ボランティア推進事業	ボランティア活動に対する理解と参加を促進するため、講習会や講座の開催、ＰＲ活動等を行い、ボランティアの育成・活動支援を図り、福祉のまちづくりを推進します。	厚生課
6	ボランティアセンターの活動	ボランティア活動を推進するため、ボランティアの育成と活動の中心となる場を設け、ボランティア意識の啓発と活動への参加を促進します。	厚生課 墨田区社会福祉協議会

№	事業名	内容	担当課・機関
7	夏！体験 ボランティア事業	ボランティア活動の体験を通して、様々な社会的問題への関心を深めるとともに、積極的に社会づくりに参加する意識の醸成を図ります。	厚生課 すみだボランティアセンター
8	学校のボランティア活動普及事業	中学校・高等学校等を「ボランティア協力校」として指定し、生徒の社会福祉への理解と関心を高め、人間同士の連携の精神を養うとともに、生徒を通じて家庭及び地域社会の意識啓発を図ります。	厚生課 すみだボランティアセンター
9	児童・生徒向け ボランティアスクール	小・中・高校生を対象にボランティア活動の学習と体験をすることで、社会参画意識の醸成を図ります。	厚生課 すみだボランティアセンター
10	生産体験活動	社会奉仕の心を育むため、管内に通う子どもを対象に、農業体験をはじめとした生産体験活動等を行います。	本所・向島警察署 （地域教育支援課）
11	自主グループ等への支援	児童館で読み聞かせ等を行う自主グループに活動場所の提供を行い、ボランティアの育成を図ります。	子育て政策課
12	音楽活動	中高生を中心とした音楽グループに児童館の音楽室を開放し、それらのグループが、コンサートを開催するなど音楽活動を通じて、健全育成を図ります。	子育て政策課
13	墨田区のお知らせ等による周知	青少年向けの区の各部署が実施する行事などを、墨田区のお知らせ「すみだ」や区政情報番組「ウィークリーすみだ」等を通じて、区民へ周知・ＰＲします。	広報広聴担当
14	国際理解教育の 推進事業	各教科等の学習を通した国際理解教育を推進するとともに、外国人講師（ＮＴ）の導入やＴＯＫＹＯ　ＧＬＯＢＡＬ　ＧＡＴＥＷＡＹ（東京都版英語村）の利用により、英語学習や外国の文化等への関心を高め、英語を用いてコミュニケーションを図る態度を育てます。	指導室
15	墨田区中学生海外 派遣事業	中学校２年生を対象とした海外派遣を実施し、現地の生徒との交流やホームステイ等によって、英語力の向上を図り、国際社会で幅広い視野を持って活躍することのできる人材を育てます。	指導室
16	オリンピック・ パラリンピック教育 推進事業	東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を、幼児・児童・生徒にとってまたとない重要な機会と捉え、幼児・児童・生徒がオリンピック・パラリンピックの歴史・意義を正しく理解することで、多様性を尊重し、共生社会の実現や国際社会の平和と発展に貢献できる人材に育つことを目指します。また、東京 2020 大会の経験を通じ、掛け替えのないレガシーを幼児・児童・生徒一人ひとりの心に残します。	指導室
17	総合防災教育	自らの防災行動力を高めるとともに、将来における地域防災の担い手を育成するため、幼児期から発達の段階に応じた防火防災教育を総合防災教育と位置付け、継続的に実施します。	本所・向島消防署 （地域教育支援課）
18	消防少年団	将来の地域防災の担い手を育成するため、小学校１年生から高校３年生までを対象として、各消防署単位で、防火防災に関する知識及び技術を身に付ける活動を実施します。	本所・向島消防署 （地域教育支援課）

№	事業名	内容	担当課・機関
19	学校防災活動の推進	○区民と地域の防災力向上を図る一環として、普通救命講習を実施し、将来の地域の担い手である中学生に対する防災教育を推進します。 ○「すみだ防災ガイド【中学生用】」を作成・配布し、災害時に中学生が自ら身の安全を守るとともに、地域の一員として応急活動に取り組むことができるよう支援します。また、中学生で組織される自主防災組織の活動に必要な資材・機材の交付をします。	指導室 防災課
20	起震車による 地震体験	各学校や町会等で行われる防災訓練、墨田区主催のイベント等で、起震車「すみだぐらぐら号」による地震体験を行い、青少年の防災意識の高揚と防災行動力の向上を図ります。	防災課
21	中学生区議会	区内各中学校の代表生徒を対象に、本会議・委員会形式の模擬区議会の体験を通じて、すみだの未来を担う子どもたちの郷土に対する愛着心等の向上を図ります。	広報広聴担当
22	すみだ少年少女 合唱団	区の音楽文化推進の一環として、小学校３年生から高校３年生を対象とした合唱団を結成し、歌う楽しさを通して豊かな情操を養います。また、地域のイベント等に出演し、地域への愛着・理解を深めるとともに社会性の向上を図り、音楽都市すみだの文化的まちづくりに寄与する人材を育てます。	文化芸術振興課
23	すみだまつり・ こどもまつり	区民等によって組織した実行委員会が企画・運営することで、「ふるさと墨田」のまちづくり意識の高揚と地域力の振興を図ります。また、安全・健康・友情と連帯の輪を目標に明るくはつらつとした子どもの成長を促します。実施にあたって広くボランティアを募集することで、区民等の社会参画を促します。	文化芸術振興課
24	成人を祝うつどい	新成人で構成する実行委員会が企画から当日までの運営を行うことにより、社会人としての自覚を促すとともに、参加者が喜びを共感できる式典を開催します。	文化芸術振興課
25	明るい選挙啓発 ポスターコンクール	区内小中学校及び高等学校の児童・生徒を対象に、選挙啓発に関するポスターコンクールを実施し、選挙に対する関心を高めます。	選挙管理委員会 事務局
26	若年投票立会人	各投票所に配置する投票立会人について、18～29 歳までの若年層を起用することで、若者の選挙に対する関心を高めます。	選挙管理委員会 事務局
27	若年啓発グループ	18～29 歳までの若年層を対象にグループを結成し、若者の政治参加を促し、選挙に関する関心を高めるための啓発活動を行います。	選挙管理委員会 事務局

（４）職業的自立の支援

№	事業名	内容	担当課・機関
1	キャリア教育の推進	児童・生徒一人ひとりのキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために、授業等を通して必要な意欲・態度や能力を育てます。	指導室
2	子ども科学教室	区内在住在学の小学校４～6 年生を対象に、芝浦工業大学と連携したロボット工作を通して、子どもたちのものづくりへの興味醸成を図ります。（令和元年度に完了し、新たに「ものづくりスタートアップ連携促進事業」を追加した。）	経営支援課
3	ものづくりスタートアップ連携促進事業	区内の町工場等を学びのフィールドとして、区内外の教育ベンチャーと連携しながら、STEAM 教育の考え方を取り入れた次世代ものづくり人材の育成を行います。あわせて、本区に開学予定の情報経営イノベーション専門職大学や千葉大学と連携したリカレント教育も実施していきます。	経営支援課
4	ものづくりフェア	ものづくりの魅力を伝えるため、イベントを通して、子どもたちが「ものづくり」に触れる機会を提供し、ものづくりの楽しさを伝えます。	経営支援課
5	就職支援コーナーすみだ	ハローワークの求人情報検索システムを庁舎内に設置するなど、ハローワーク墨田、東京労働局、区の三者が連携することで、雇用・就労の促進を図ります。	経営支援課 ハローワーク墨田
6	雇用・就労支援サイト「ジョブすみだ」の運営	求人情報や内職情報をインター ネットで検索・閲覧できるようにし、求職活動者がいつでも手軽に求職情報を閲覧できる環境を整備することで、雇用・就労の促進を図ります。	経営支援課
7	求職者支援訓練	雇用保険を受給できない求職者などを対象として、民間訓練機関が厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練を実施します。	ハローワーク墨田
8	職業訓練受講給付金	特定求職者が、ハローワークの支援指示を受けて求職者支援訓練や公共職業訓練を受講し、一定の支給要件を満たす場合、「職業訓練受講給付金」（職業訓練受講手当・通所手当・寄宿手当）を支給します。	ハローワーク墨田
9	若年者の安定雇用の推進に繋がる各種助成金（国）	トライアル雇用助成金、キャリアアップ助成金の正社員化コース等、若年者の安定雇用の推進に繋がる各種助成金の活用について、区や事業主団体との連携を含め、管内企業に対して周知・啓発を実施します。	ハローワーク墨田
10	合同就職面接会等の開催	ハローワーク墨田と連携し、ハローワーク墨田所管内である葛飾区とも協力のうえ、合同就職面接会を開催するなど、区内等中小企業の雇用の安定と区民等求職者の就労支援を行っています。また、区民等求職者（主に再就職希望者）を対象として、就職活動支援セミナーを開催します。	経営支援課 ハローワーク墨田

№	事業名	内容	担当課・機関
11	すみだ人材発掘・ 就労支援プログラム事業	若者と子育て世代等の女性を対象に、企業見学会や求職者と区内事業者に勤務する社員との座談会など様々な事業を行い、区内事業者への就労促進を図ります。	経営支援課
12	人材確保・ 就職支援コーナー	福祉分野（介護・看護・保育）／建設・警備・運輸等の仕事を希望する方や当該人材を必要とする事業主の皆様をサポートします。実際に施設を見学するツアー型面接会や体験会、業界セミナーを行います。	ハローワーク墨田
13	学卒求人申込説明会	新規学校卒業予定者を対象に求人申込みが見込まれる事業所に対し、求人申込みにあたっての事務手続等についての説明を行うとともに、適正な従業員採用計画の樹立、求人秩序の維持、公正採用選考のルールの遵守及び就職差別の解消のため、実施しています。	経営支援課 ハローワーク墨田
14	中高生の就職支援	中・高生等社会経験のない新卒者に対して、就職支援ナビゲーターによる就職意識の形成、準備活動、個別相談等を実施し、管内の中学、高校等と密接な連携のもと安定雇用である正社員就職に繋がる支援を実施します。	ハローワーク墨田
15	ヤング相談コーナー	34 歳以下の若年求職者を対象とした職業相談窓口として、職業相談・職業紹介の他、応募書類の添削や面接対策、キャリアインサイトを使用した適正診断等、個別予約相談を行います。	ハローワーク墨田

基本方針２　子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備

（１）家庭教育への支援

№	事業名	内容	担当課・機関
1	家庭教育への支援	家庭教育の向上を図るため、保護者を対象とした「家庭教育支援講座」の実施や、地域を対象とした「地域育成者講習会」の実施、子育て等に関する学習を行う団体等への支援を行います。また、児童・生徒の保護者に配布する家庭教育パンフレットの制作を行うことにより、親子のふれあい・子どもの自主性・家庭における教育の大切さについての意識啓発を推進します。	地域教育支援課
2	ＰＴＡへの支援	家庭の教育力の向上を図るため、児童・生徒の保護者等を対象として、小・中それぞれの連合ＰＴＡが実施する研修大会やブロック研修などを支援します。	地域教育支援課
3	「小学校すたーとブック」及び 「中学校入学プレブック」の配布	小学校入学間近の子ども及び小学校６年生とその保護者に冊子を配布することで、家庭教育の大切さを啓発するとともに、就学・進学後の学校生活をスムーズに始められるようにします。	すみだ教育研究所

№	事業名	内容	担当課・機関
4	家庭における 読書活動の推進	○ブックスタート事業 ３・４か月健診時に、乳児と保護者に絵本の手渡しと読み聞かせのアドバイスを行うとともに、幼児向けブックリストを配布し、家庭において子どもとのスキンシップを深め、豊かな情緒を育むための読書の推進を図ります。 ○家読（うちどく）の啓発 １冊の本を通じて家族で読書を楽しめる「おうちＤＥ読書ノート」の配布や保護者向け講演会の開催を通じて、家庭における読書活動の推進を図ります。	ひきふね図書館
5	子育て支援拠点事業	在宅での子育てを支援する拠点施設として、さまざまな子育て支援サービスの提供や調整のほか、相談等の総合的な子育て支援事業を行います。	子育て支援総合センター
6	子育てひろば	子育て相談に関する関係機関との連携を図り、子育て相談・ひろば事業を両国子育てひろば及び文花子育てひろばで実施します。	子育て支援総合センター

（２）家庭・地域・学校の連携

№	事業名	内容	担当課・機関
1	学校運営連絡協議会	学校運営連絡協議会を各学校に設置し、学校の課題解決に向けて、家庭・地域・学校が果たすべき役割や学校の支援について協議するなど、開かれた学校づくりを推進することで、家庭・地域・学校の協働体制を構築します。	指導室
2	学校公開	定期的に授業を公開し、保護者が児童・生徒の学習や生活の様子を実際に見る機会を設けることで、学校の教育活動やその方針についての理解を深めます。	指導室
3	放課後子ども教室の推進	放課後の子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、区立小学校の施設を利用して、学校、ＰＴＡ及び地域住民等が連携し運営する放課後子ども教室を推進します。	地域教育支援課
4	学校支援ネットワーク事業の推進	子どもたちに多様な体験・価値ある体験の場を提供するため、出前授業等を通して、地域力（地域住民・企業等）を学校の教育活動に取り入れ、地域等で学校を支援します。	地域教育支援課
5	学校による家庭訪問又は面談	教員の家庭訪問や、保護者の来校による面談などを実施し、学級担任と保護者が懇談する機会をもつことで、児童・生徒の理解と学校の教育活動に関する理解を深めます。	指導室
6	学校における地域人材の活用	地域の方をゲストティーチャーとして学校に迎え入れたり、職場体験や特別活動、地域調べ・学習支援で地域の協力を得るなど、地域と連携した学校の教育活動を支援します。	指導室 すみだ教育研究所
7	青少年育成委員会活動への支援	青少年の非行防止等健全育成を図るため、青少年対策施策への協力や、各地域における自主的な青少年健全育成活動を実施している青少年育成委員会の活動を支援します。	地域教育支援課

№	事業名	内容	担当課・機関
8	青少年委員活動の推進	青少年の健全育成の振興を図るため、地域の青少年の余暇指導や青少年団体の育成、区の青少年事業への協力など、学校、地域、行政のパイプ役としての活動を展開する青少年委員の活動を推進します。	地域教育支援課
9	学校安全ボランティア事業	東京都の「子供安全ボランティア」活動の一環で、小学校の保護者と地域の方がボランティア活動として、子どもたちの登下校時における通学路のパトロールや子どもたちへの声かけ運動・あいさつ運動を行います。	庶務課
10	携帯電話等活用した情報発信システム	不審者情報や急な学校行事の変更など緊急性の高い情報を、小中学校、幼稚園及び教育委員会事務局から、保護者の携帯電話等にメールで情報発信します。	庶務課

（3）子ども・若者の育成環境の整備

№	事業名	内容	担当課・機関
1	すみだこどもの 110 番運営委員会への支援	子ども達の登下校時等の安全確保を図るため、子ども達が不審者と遭遇した際の避難場所となる家庭等を登録し、子ども達に周知するＰＴＡ事業である「すみだこどもの 110 番」の活動を支援します。	地域教育支援課
2	帰宅呼びかけ放送	児童･生徒の非行防止や安全確保を図るため、毎日定時に防災無線システムを利用した「帰宅呼びかけ放送」を実施します。	地域教育支援課
3	地域福祉プラットフォーム事業	令和２年度まで墨田区社会福祉協議会が地域の居場所、気軽な相談場所として実施していた「地域福祉プラットフォーム」は、令和３年度から区が進めている包括的支援体制整備事業の地域の拠点として位置づけ、区が墨田区社会福祉協議会に委託して運営しています。（※令和３年１０月現在、京島三丁目、本所一丁目、八広五丁目の 3 カ所で開設）	厚生課 墨田区社会福祉協議会
4	子どもの居場所ネットワークづくり	食事提供活動を通じ、子どもの居場所づくりを行っている区内の団体及び区との連携、ネットワークづくりを支援します。	生活福祉課 墨田区社会福祉協議会
5	児童館事業 コミュニティ会館事業 社会福祉会館事業	幼児から高校生までを対象に、スポーツやボランティア活動などの様々な交流活動を実施するなど、青少年の健全育成のための支援を行います。	子育て政策課 地域活動推進課 人権同和・男女共同参画課
6	児童館における定期学習会の実施	児童が自主的に学習できる環境を提供するため、児童館における学習会を実施します。	子育て政策課
7	少年団体の育成	子ども会における年少指導者を育成する「ジュニア・リーダー研修会」をはじめとした少年団体の自主的な活動に対し、必要に応じて専門的・技術的な助言等の援助を行うことにより、各少年団体の育成及び活動の充実を図ります。	地域教育支援課
8	子ども会活性化への支援	地域の子ども達の健やかな成長を促すため、子ども会に対し、各種レクリエーション種目の紹介や情報提供、技術指導など、子ども会の活動を支援します。	地域教育支援課

№	事業名	内容	担当課・機関
9	サブ・リーダー講習会の実施	地域や学校で活躍するリーダー（ジュニア・リーダーの前身）を養成するため、小学校４～６年生を対象に、グループ活動や野外活動等を通し、基礎的な知識・技能を習得させるとともに、仲間と協力し合うことの大切さなどを学ばせるサブ・リーダー講習会を実施します。	地域教育支援課
10	ネットトラブル対策	青少年のインターネット利用に関する様々な問題に対応するため、青少年健全育成に携わる方々や東京都や関係機関等と連携し、インターネットの適切な利用について普及啓発を実施します。	指導室
11	セーフティ教室	幼稚園・小学校・中学校の幼児・児童・生徒を対象に、連れ去り防止・薬物乱用防止、非行・被害防止対策、インターネットの適正利用等を目的とした講演やロールプレイングを実施し、防犯意識や危機対応力を高めます。また、保護者・地域等と学校・警察が一体となって、幼児・児童・生徒の被害防止や非行防止（デートＤＶ・ストーカー被害防止等）についての情報交換を行い、地域で幼児・児童・生徒を守る意識を高めます。	指導室
12	デート DV 予防啓発講座	交際相手からの暴力や暴言など、DV 被害にあわない為に、また、加害者にならない為にデート DV に対する理解促進と予防啓発に努めます。	人権同和・男女共同参画課 すみだ女性センター
13	交通安全指導	児童・生徒に日常の交通安全に必要な事柄を理解させ、常に安全を確認し、正しい判断のもとに安全な行動をとる態度や能力を育てます。特に、交通安全の実践の場は学校の外であるため、家庭や地域社会と連携を密にして進めます。 ○道路での正しい歩き方 ○信号や標識・標示の理解 ○雨の日の安全 ○自転車の正しい乗り方 ○横断歩道・踏切の渡り方、ほか	庶務課
14	スクールサポーター制度	警察ＯＢで構成されるスクールサポーターは警察と学校のパイプ役として、児童・生徒の安全確保や非行･犯罪被害防止を目的として、定期的に学校を訪問し、教員へのアドバイスや情報交換を行います。また、少年の溜まり場対策、セーフティ教室の企画立案、不登校対策等を行うとともに、学校・地域に不審者情報等の被害状況の伝達を行っているほか、PTA と連携した子ども 110 番制度の活性化を図ります。	本所・向島警察署 （地域教育支援課）
15	緊急通報装置等の防犯設備	非常通報体制「学校 110 番」、防犯カメラ・モニター、電子施錠等を区立小中学校・幼稚園に導入し、子どもの安全確保を図ります。	庶務課
16	通学路防犯設備整備事業	通学路に防犯カメラを設置することにより、学校、地域が行う児童の見守り活動を補完するとともに、通学路における児童の安全を確保します。	庶務課

№	事業名	内容	担当課・機関
17	学校ＩＣＴ化推進事業	全教員がＩＣＴ機器を「いつでも」、「どこでも」、「だれでも」効果的に活用することができるよう、授業改善に資するための環境整備を行います。また、教材コンテンツを共有化する仕組みを構築することで、教員がＩＣＴを活用した指導を継続的に行い、児童・生徒が意欲的に学ぶことができるような教育活動を展開します。	庶務課
18	防犯ブザーの貸与	緊急時にブザーを使用して犯罪被害を未然に防ぐため、小学生に防犯ブザーを貸与し、児童の安全確保を図ります。	学務課
19	地域防犯対策	○児童の下校時にあわせて、青色防犯パトロールカーによる区内巡回パトロールを実施します。 ○町会・自治会等が連携して防犯カメラを設置する場合に助成します。 ○地域において自主防犯活動をしている団体を支援するため、防犯パトロール用品を支給します。	安全支援課
20	安全・安心メール	スマートフォンやパソコン等に、「すみだ安全・安心メール」として区内の防災・防犯情報等を配信します。	安全支援課
21	有害環境の浄化活動	青少年に対し著しく性的感情を刺激し、健全な成長を阻害するビラやチラシ、ポスター、不健全図書（雑誌）成人向けＤＶＤ等の適正な取扱いを目指して、地区青少年育成委員会と連携し、実態調査や自粛又は撤去の要請等を行い、有害環境の浄化を図ります。	地域教育支援課
22	薬物乱用防止活動	年々低年齢化する麻薬、覚せい剤、シンナー等の薬物禍から青少年を守るため、関係機関・団体、地域社会が連携して薬物禍撲滅活動を実施します。また、学校においては、薬物乱用防止マニュアル等を活用した教育を実施するとともに、保護者に対してリーフレットを配布し啓発活動を進めます。	保健計画課 指導室 地域教育支援課
23	すみだまつり・こどもまつりでのＰＲ活動	青少年の非行・被害防止・健全育成についての現況、対策及び育成委員会活動について、すみだまつりの会場（錦糸公園）でチラシ等を配布するなど、青少年の非行・被害防止の活動ＰＲと意識啓発を図ります。	地域教育支援課
24	交通安全運動	○各小学校にスクールゾーン対策連絡会を設置し、交通安全活動を行うとともに定期的に意見交換会を開催して、危険箇所の把握と改善を行うなど、登下校時の交通事故の防止を図ります。 ○警察署と協力して自転車安全運転教室の参加者に自転車安全運転免許証を交付することで、自転車利用者の安全意識の啓発を図ります。また、自転車利用のルール及びマナー向上を図るため、スタントマンによる交通事故を再現した交通安全教室を実施するとともに、すみだまつり・こどもまつりで交通ルール及び自転車の利用マナーの啓発活動を行います。	土木管理課

№	事業名	内容	担当課・機関
25	健康づくりのための環境整備	子どもたちの健やかな成長を促し、楽しく遊ぶことのできる場所を提供するため、様々な遊具や健康器具の設置も含めて、公園を整備していきます。	道路公園課
26	ボール遊びができる公園等の整備	子どもたちが、外でボール遊びができる環境づくりに向けて、既存公園等にボール遊びができる広場の整備を進めていきます。	道路公園課
27	総合運動場等整備事業	スポーツを通じ、異なる世代の人々の価値観を超えた交流を促進するとともに、青少年等の社会教育活動を行う施設として整備を進めます。（令和元年度完了）	スポーツ振興課

基本方針３　困難を有する子ども・若者やその家族への支援

（１）いじめ・不登校対策

№	事業名	内容	担当課・機関
1	いじめ防止対策の推進	「墨田区いじめ防止対策推進条例」に基づき、いじめ防止対策基本方針やプログラム、対応マニュアルを作成し、保護者、地域、事業者等の連携のもと、地域社会全体でいじめの防止、早期発見、早期対応の取組強化を推進します。	庶務課 指導室
2	教育相談事業	幼児・児童・生徒と、その保護者を対象に、子どもの教育上のさまざまな悩みに対して相談に応じ、その解決のための助言や支援を行っています。また、電話相談として「親子電話相談」「ヤングテレフォン相談」を実施しています。	すみだ教育研究所
3	スクールサポートセンター事業	スクールサポートセンターにおいて相談を行い、早期対応ときめ細やかな支援を実施することで、不登校や問題行動、子育てに関する問題など、多様化する健全育成上の課題を解決し、児童・生徒が有意義で充実した学校生活が送れるようにします。	指導室
4	スクールカウンセラーの配置	児童及び生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する臨床心理士等をスクールカウンセラーとして学校に配置し、いじめや不登校の未然防止、改善及び解決並びに学校内の相談体制等の充実を図ります。	指導室
5	ステップ学級運営事業	学校に適応できない長期欠席の児童・生徒に対して、集団への適応指導や学力補充援助等、基礎的生活習慣の育成を図ることで、長期欠席児童・生徒が自らの意思により学校に復帰することを支援します。	指導室
6	不登校防止対策の推進	「墨田区立学校不登校対策基本方針」に基づき、保護者、地域、関係機関と連携し、各小中学校が組織的に不登校の予防・早期発見及び解消を図ります。	指導室

（２）障害のある子ども・若者への支援

№	事業名	内容	担当課・機関
1	乳幼児への療育	みつばち園・にじの子等において、心身の発達に心配がある未就学児等に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。	障害者福祉課
2	幼稚園・保育所等における障害児教育・保育等	○区立幼稚園では、一定の条件の下で、特別な支援を要する幼児の受け入れを実施します。 ○保育所等では、一定の条件の下で、障害児の受け入れを実施します。 ○学童クラブでは、一定の条件の下で、障害児の受け入れを実施します。	学務課 子ども施設課 子育て政策課
3	学齢児への療育	放課後等デイサービスにより、心身に障害がある１８歳未満の就学児に、放課後または学校休業日などに、生活能力向上のための訓練や社会交流を行います。	障害者福祉課
4	就学相談	初めて小学校に入学するお子さんや、中学校への進学、転学等についての相談を行います。医師や専門家等による就学相談委員会により、児童・生徒一人ひとりの障害や能力に応じて、もっとも適切な学びの場について判断し、支援します。	学務課
5	特別支援学級・教室の運営	○知的障害のある児童・生徒が在籍する固定学級や、日常は通常学級で学びながら週一回程度通って指導を受ける通級指導学級を運営します。 ○情緒障害等がある、より多くの児童・生徒が障害の状態に応じた特別な指導支援を受けられるようにするため、区立の全小・中学校に特別支援教室を設置し、発達障害教育を担当する教員が各学校を巡回して指導します。	学務課
6	特別支援教育の推進	○特別支援教育の実施に伴い、必要に応じて教室の整備・工事等を行います。 ○介助があれば通常学級で学ぶことができる児童・生徒のため、在籍校に介助員を配置します。 ○区立幼稚園・小・中学校では、障害がある幼児・児童・生徒をはじめ全ての幼児・児童・生徒について、一人ひとりの教育的ニーズの把握、分かりやすい授業の展開、安心・安全に生活できる環境の整備を推進します。	庶務課 学務課 指導室
7	すみだ教室の実施	中学校特別支援学級及び特別支援学校を卒業した知的障害者を対象に、社会生活に必要なルールやエチケットを学ぶとともに、仲間づくりを中心に社会的自立を促すため、日曜青年教室を開催し、様々な活動を行います。	地域教育支援課
8	就労継続支援事業	就労が困難な障害者で、作業能力がある方を対象に、作業支援、就労支援、生活支援、健康管理を行います。	障害者福祉課
9	すみだ障害者就労支援総合センター	障害のある方が、地域において経済的・社会的に自立し、安定した生活を送るために、ハローワーク墨田等の関係機関と連携し、企業就労等の機会拡大を図るとともに、職業訓練、就職支援、職場定着支援、生活支援等を行います。	障害者福祉課

№	事業名	内容	担当課・機関
10	墨田区福祉作業所ネットワーク KAI	ネットワークの場を通じ、福祉作業所が区のクリエーターによる「すみのわプロジェクト」などにより自主生産品開発に取り組みます。また、作業所利用者による生産品を「スカイワゴン」等での販売を通じ、利用者の工賃アップ、やりがいにつなげます。	障害者福祉課

（3）若年無業者（ニート）・ひきこもり対策

№	事業名	内容	担当課・機関
1	思春期相談・思春期講演会	「思春期相談」を開設し、児童精神科医及び臨床心理士が不登校やひきこもりの問題について個別相談に応じるとともに、思春期講演会を開催するなど、ひきこもり等で悩む家族や本人を支援しています。また、地区担当保健師が随時相談に応じます。	保健センター
2	若者の居場所づくり支援	こころの悩みや生きづらさを感じている若者が、自宅以外で安心して過ごせる居場所（カフェ）を定期的に実施し、ストレスへの対処法やソーシャルスキルを身につけ、前へ進むための支援を行います。	保健予防課
3	若者や子育て世代等の女性などに対する就労支援	若者や子育て世代等の女性、求職者の保護者を対象に、キャリアカウンセリング（個別相談 ）を行う「就職・仕事カウンセリングルーム」を開設し、より多くの人材が区内企業等に就職できるよう支援します。	経営支援課
4	ヤング相談コーナー等における他機関への紹介	34 歳以下の若年求職者を対象とした職業相談窓口において、相談内容に応じて保健センターや地域若者サポートステーション等への紹介を行います。	ハローワーク墨田

（4）非行・犯罪への対策と子ども・若者への支援

№	事業名	内容	担当課・機関
1	地域教育懇談会	地区青少年育成委員会と連携し、各地域における青少年の非行化の実態や問題傾向等の情報交換、関係機関・団体の活動の連絡調整を行うとともに、地域における青少年の健全育成の意識の啓発を図ります。	地域教育支援課
2	地域パトロール	地区育成委員会等関係機関・団体と連携して、夏休みや年末年始、祭礼、縁日など、定期的にパトロールを実施し、青少年への指導や安全確保に努めます。	地域教育支援課
3	墨田区青少年健全育成区民大会	内閣府の主唱する「子ども・若者育成支援強調月間」に呼応して、各地区の非行・被害防止等の啓発活動を集約し、区民等に対し、青少年健全育成の意識の高揚を図ります。	地域教育支援課

№	事業名	内容	担当課・機関
4	墨田区青少年非行・被害防止強調月間	内閣府の主唱する「青少年の非行・被害防止全国強調月間」に呼応して、関係機関・団体、地域住民等がそれぞれ実施する非行・被害防止活動を集中的に実施して、青少年の非行・被害防止の徹底を図ります。	地域教育支援課
5	ふれあい協議会	町会等を対象に防犯講座等を開催する「ふれあい諸活動」を通じて、非行防止や青少年の健全育成を図っています。	本所・向島警察署 （地域教育支援課）
6	サイバーパトロールの実施	ウェブサイトや電子掲示板等を閲覧して違法・有害情報（※）の有無を調査するサイバーパトロールを実施し、違法・有害情報を発見した場合には、違法行為の検挙、プロバイダや電子掲示板の管理者等に対する削除の要請等の措置を講じ、違法・有害情報の氾濫防止に取り組み、青少年の犯罪・被害防止を図ります。 （※）違法情報 児童ポルノ画像、わいせつ画像、覚せい剤等規制薬物の販売に関する情報等インターネット上に掲載すること自体が違法となる情報 （※）有害情報 違法情報には該当しないが、犯罪や事件を誘発するなど公共の安全と秩序の維持の観点から放置することのできない情報	本所・向島警察署 （地域教育支援課）
7	更生保護活動	人の立ち直りを支える活動「更生保護」において、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた保護司が、更生に向けた指導や助言等を行う保護観察、犯罪や非行を未然に防ぐ犯罪予防活動、釈放後の居場所や就職先の確保といった生活環境の調整を行います。	墨田区保護司会 （地域教育支援課）
8	社会を明るくする運動	法務省の主唱により、墨田区長を委員長とし、墨田区保護司会、墨田区更生保護女性会及び墨田区ＢＢＳ会の会員などで構成される推進委員会が、毎年７月を中心に青少年の非行・被害防止と罪を犯した者の更生、援助のための地域活動について、広く区民の理解と協力を得ることを目的に実施します。	墨田区保護司会 地域教育支援課

（５） 特に配慮が必要な子ども・若者への支援（ひとり親・生活困窮家庭、自殺対策、外国人、性同一性障害等）

№	事業名	内容	担当課・機関
1	母子生活支援施設	配偶者のいない親が、経済的な理由や住居がない等の事情で子どもの養育をすることが困難な場合に、母子を入所させて保護するとともに、自立の促進のためにその生活の支援を行います。	生活福祉課
2	母子緊急一時保護事業	緊急に保護を必要とする母子を、区の指定施設に一時入所させ、相談、助言を行い、自立更生の措置を講ずるまでの応急的措置を図ります。	生活福祉課

№	事業名	内容	担当課・機関
3	ひとり親家庭自立支援給付金事業	【自立支援教育訓練給付金】 国から指定を受けた教育訓練講座を受講する際に、費用の一部を給付します。 【高等職業訓練促進給付金】 看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、保健師、助産師、理容師、美容師、歯科衛生士、製菓衛生士、調理師等の資格取得のために訓練機関で修業する場合に、修業期間中、訓練促進給付金を給付します。	生活福祉課
4	子どもの学習・生活支援事業	貧困の連鎖防止を図るため、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援・生活支援を行います。 具体的には、一年間通して実施する学習会と、長期休み期間に宿題をサポートする学習会を行います。	生活福祉課
5	外国人等児童・生徒のための日本語指導及び学習支援	外国人等児童・生徒が基礎的な日本語の定着を図るために、日本語級指導教室や「すみだ国際学習センター」において、段階的な学習支援を行います。また、外国人児童の日本語での教科学習等の支援を行うために一定期間、日本語支援員（通訳介助）を実施します。	指導室
6	区民相談	すみだ区民相談室では、区内在住・在勤の方を対象に、日常抱える問題や悩み事などに対して、相談員が面談等により問題解決のアドバイスをします。外国人相談として、中国語・英語通訳者付きの相談を行います。	広報広聴担当
7	子ども・若者への見守り支援	地域において、特に配慮が必要な子ども・若者の把握に努め、関係機関につなげます。	民生・児童委員（厚生課）
8	ゲートキーパー研修	区民や地域生活の様々な場面・分野における相談支援活動に関わっている方等を対象に、その活動の中で、自殺のサインや支援が必要な人に気づき、関係機関につなげる目的でゲートキーパー研修を実施します。	保健予防課
9	すみだ　こころと生活の相談窓口	様々な悩みに対応する相談窓口の連絡先を掲載したリーフレット「すみだ　こころと生活の相談窓口」を区及び区施設の窓口や区内関係機関で配布します。	保健予防課
10	小中学生向け啓発物の配布	小学校５・６年生と中学生向けに、悩みの相談先やこころのＳＯＳチェックを掲載した啓発物を配布します。	保健予防課
11	性的マイノリティの人の人権等様々な人権問題に関する啓発	教育委員会事務局と連携し、必要な情報提供をします。また、広報紙や機会を捉えて様々な人権問題に関する啓発に取り組みます。	人権同和・男女共同参画課
12	児童虐待に関する相談	18 歳未満の子どもの虐待に関する対応を行います。問題解決にあたっては、江東児童相談所と連携を図っていきます。	子育て支援総合センター
13	児童相談	18 歳未満の子どもに関するあらゆる相談を受け、児童福祉法に基づく対応を行います。問題解決にあたっては、子育て支援総合センターと連携を図ります。	江東児童相談所

資料5

令和４年度　墨田区青少年対策基本方針（案）

1　趣　旨

今日の青少年をめぐる問題は、高齢化・核家族化の進行、情報化社会の進展等を背景に複雑化・深刻化しており、とりわけ、メディア環境の急速な変化に伴い、インターネットの長時間利用によるネット依存やＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などのコミュニティサイト~~、中でも「ツイッター（短文投稿サイト）」や「ひま部（学生限定のチャット型交流サイト）」など~~によるいじめや性被害のトラブルが大きな社会問題となっている。また、薬物に絡む重大事故の発生や乱用、労働状況の悪化やひとり親家庭等の影響による生活困窮世帯に属する子どもの貧困、児童虐待の増加に加え、近年は~~児童虐待が増加傾向にあるなど、問題は多岐に渡っている。~~子ども・若者自身が介護者（ヤングケアラー）となり、勉学や生活などに支障を来す事態も生じている。さらに、令和４年４月１日より、成年年齢が 20 歳から 18 歳に変わることから、社会経験や知識等が少ない若者をターゲットにした消費者被害の拡大も懸念される。

このように~~な状況の中、~~日本の未来を担う若者を取り巻く社会環境は日々変化し、青少年の意識や行動にも少なからず影響を与え、様々な問題として現れてきている。しかしながら、どのような環境の中でも、いつの時代においても、青少年の健全な育成は、われわれ大人の願いであり、責務でもある。

~~2021 年には東京オリンピック・パラリンピックの開催も控える中で、~~一方で、令和２年度以降は新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて日常生活や学校等における様々な活動が制限されていることから、青少年の心の変化や新しい生活様式にも対応した青少年健全育成・非行防止活動を家庭、学校、地域、関係機関・団体が一体となって展開していくとともに、本区の掲げる「暮らし続けたいまち、働き続けたいまち、訪れたいまち」の実現に向けて、「人と人とのつながり」を強め、地域力を高めていくため、青少年の健全育成をより一層推進していく必要がある。

~~一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、日常生活や学校等における様々な活動が制限される中で、感染状況を注視しながら、青少年の心の変化や新しい生活様式にも対応した青少年健全育成活動を展開していくことが求められている。~~

このような認識に立ち、区及び青少年関係機関・団体との連携と調整を図り、青少年の健全育成活動の指針とするため、令和４年度の「墨田区青少年対策基本方針」を策定する。

2　令和４年度の基本的考え方

〔ひきこもり・ニート〕

平成 27 年に内閣府が実施した「若者の生活に関する調査」では、15～39 歳までのひきこもり状態（妊娠や病気等による場合を除き外出頻度が比較的低い状態が６か月以上）の者は、全国で約 54.1 万人と推計されている。また、「令和３年版子供・若者白書（内閣府）」によると、同年代の若年無業者（ニート）は令和２年で 87 万人となっており、前年より増加し、依然として高い水準となっている。このように、若者の社会的自立の遅れは深刻であり、その対策や自立性・社会性を育む取組が求められている。

また、青少年が被害者・加害者となる凶悪な事件が後を絶たず発生していることからも、これまで以上に家庭、学校、地域、関係機関・団体が連携・協力しながら子どもを見守る体制を整えていく必要がある。

〔インターネット利用・ＳＮＳ〕

「令和２年度 青少年のインターネット利用環境実態調査」によると、青少年の約９割がインターネットを利用しており、~~平成 29 年度に厚生労働省研究班が実施した調査では、ネット依存が疑われる中高生は５年前と比べ約 40 万人増の 93 万人と推計され、これは中高生全体の７人に１人の割合である。~~小学生から高校生における１日のインターネット平均利用時間は 205.4 分で５年前と比べて 63.6 分増加している。

このような中、ＳＮＳなどのコミュニティサイトに起因したいじめや犯罪被害が依然として後を絶たず発生しているほか、インターネット上には有害情報が氾濫し、青少年の健全な育成を阻害する要因が多く潜んでいる。

これらのトラブルを未然に防止するため、区内の小中学校では、ＳＮＳ学校ルールを設ける等のメディア教育に取り組んでいる。また、学校だけではなく、まずは、家庭において、子どもと十分に話し合い、子どもとの共通理解のもとに、各家庭でのルールをつくることが大切であるため、家庭内でのメディア教育に取り組めるよう、保護者や地域の方々をはじめ、広く区民に対して啓発活動を行っていくことが求められている。

〔不登校・いじめ・自殺〕

文部科学省が実施した「令和２年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査結果」によると、「小・中学校における不登校児童生徒数」は前年度を上回っているが、「いじめの認知件数」は前年度に比べて減少している。これは、新型コロナウイルスの影響を受けて児童・生徒間の物理的な距離が広がったことや偏見・差別が起きないよう学校において指導をしたこと等によるものである。また、厚生労働省の自殺の統計によると全国の小・中学生、高校生の自殺者数は令和２年に 499 人となり、前年から 100 人増加していることから、引き続き対策が求められている。いじめ問題について、本区では各学校における「学校いじめ防止基本方針」の策定や、すみだスクールサポートセンターが実施する 24 時間対応の「いじめ相談窓口」等、毎月 10 日を「すみだ　いじめ防止の日」として、いじめの防止や早期発見のための対策に取り組んでいるところである。また、不登校やひきこもり、自殺の問題については、本人が抱える様々な問題を理解するとともに、立ち直り等の支援をしていく必要があり、いじめ問題とともに、今後も家庭や学校、地域や関係機関・団体が連携した対応が求められている。

〔薬物乱用〕

薬物乱用防止については、近年、覚醒剤・大麻・危険ドラッグなどの乱用薬物の多様化、規範意識の低下、携帯電話・インターネットなどの普及により、薬物乱用の拡大、低年齢化が憂慮されている。「令和３年版子供・若者白書」によると、令和２年中に覚醒剤事犯により検挙された 30 歳未満の者は 1,096 人で長期的に減少傾向にある。一方、大麻事犯で検挙された 30 歳未満の者は平成 26 年から増加に転じ、令和２年中の検挙人員は 3,427 人となり、検挙人員全体~~に占める割合の約半数をの~~ 68.1%を占めている。また、危険ドラッグ乱用者の検挙人員は平成 27 年から減少傾向にあるが、30 歳未満の者が 23.6%を占めていることからも、薬物が青少年へ与える影響は

非常に大きなものとなっている。そのような状況の中、薬物乱用の実態把握やインターネット上の違法・有害情報の削除など、撲滅に向け様々な対策が進められており、危険ドラッグをはじめとする薬物乱用の防止に向けた啓発活動の更なる充実が求められている。また、東京都は「東京都安全安心まちづくり条例」において、危険薬物に関する情報の共有化を図るなどの取組を行っており、新たな危険薬物の乱用の根絶に向けた取組の推進が求められている。

〔子どもの貧困〕

子どもの貧困問題については、厚生労働省が実施した「令和元年 国民生活基礎調査」によると、17 歳以下の子どもの相対的貧困率は 13.5%と平成 28 年度の調査時と比較し、0.4%減少しているが、なおも 7 人に 1 人が貧困の状況にある。貧困家庭における子どもの中には、十分な学習や娯楽等の機会が制約されるなど、社会的体験が希薄であり、将来への希望が持てなくなる例が見受けられ、非行や犯罪につながることもあるため、貧困家庭を社会全体で支えていくことが求められている。本区では、将来を担う子どもが健やかに成長するよう、必要な環境整備を図り、オールすみだで子どもの笑顔があふれるまちをめざすため、「墨田区子どもの未来応援取組方針」に基づき「子どもの貧困対策」を進めている。

〔児童虐待・ヤングケアラー〕

児童虐待については近年増加傾向にあり、警察庁の発表によると、全国の警察が令和２年に虐待の疑いで児童相談所に通告した 18 歳未満の子どもの数は、前年より 8,738 人増の 106,960 人(暫定値）と過去最多を記録するとともに、児童虐待事件の摘発件数や被害に遭った子どもの数も過去最多を記録している。また、令和２年度に国が実施したヤングケアラーの実態調査によると、世話をしている家族が「いる」と回答した子どもは、中学２年生で 5.7%、全日制高校２年生で 4.1%であり、その中には世話をしていても自分のやりたいことへの影響は特にないと回答した子どもが半数いる一方で、家族への世話を「ほぼ毎日」している中高生は５割弱であった。

本区では、児童相談所とも連携し、児童虐待に関する相談を含め子育て全般に関する相談体制の整備を図るなど、被害防止に向けた取組を推進しているが、今後は福祉・介護・医療・子育て・教育関係機関の連携によるヤングケアラーの早期発見と適切な支援へつなげる取組も求められている。~~今後さらなる体制整備が求められている。~~

〔青少年の犯罪動向〕

一方、青少年による犯罪動向については、警視庁の統計によると、令和２年中、都内において検挙・補導された非行少年の数は 4,202 人で、前年に比べ 546 人（11.5%）減少しており、非行少年は、平成 22 年から 11 年連続で減少している。非行少年の主な特徴として、大麻取締法違反は 108 人で前年に比べ 3 人増加しており、平成 7 年以降で最多となっている。また、特殊詐欺の検挙人員は、116 人で前年に比べ 44 人減少しているが、少年の特殊詐欺の再犯者率は 68.1%で、少年の刑法犯全体の再犯者率（37.8%）と比べて非常に高い状況である。そして、少年の規範意識の低下から、窃盗犯、とりわけ初発型非行の一つである万引きが平成 22 年は 4,857 人と過去 20 年間で最高の数値であったものの、その後減少に転じており令和２年は 1,031 人となり、前年に比べて 291 人減少しているが、学識別では小学生が 349 人で最も多くなっており、全体に占める小学生の割合が 33.9%となっている。このような青少年の犯罪は、

暴力団の犯罪行為に巻き込まれるケースや暴力団員と親密な関係に陥る危険性が懸念されるほか、重大事件に巻き込まれる可能性もあり、青少年の非行防止に対する取組への理解と活動の推進が求められている。また、東京都では、平成 29 年 7 月 1 日施行した「特定異性接客営業等の規制に関する条例」において、「JK ビジネス」等について公安委員会への届出義務や営業者の禁止行為等を定めるなど必要な規制を行い、青少年の健全な育成を阻害する行為及び青少年を被害者とする犯罪防止に取り組んでいる。

以上のような状況から、区では、平成 30 年度に「墨田区子ども・若者計画」を策定し、墨田区における子ども・若者育成支援施策の一層の推進を図っている。また、本年度は次の５つの重点目標を設定し、上記の課題に取り組むこととする。

３　重点目標

⑴　健全な明るい家庭づくりを進めよう。
⑵　青少年の社会参加を促進しよう。
⑶　社会環境の浄化推進に努めよう。
⑷　家庭、学校、地域、関係機関・団体の連携を強めよう。
⑸　青少年の非行・被害防止運動を推進しよう。

目標１	健全な明るい家庭づくりを進めよう

家庭は、子どもを健全に育成するための重要かつ基本的な場である。子どもが日常生活を通して、社会の一員としての自覚を持った自律的な人間となるよう、親が規範意識を育むお手本となり、基本的な「しつけ」や「社会のルール」などを理解させるとともに、家族のふれあいを深め、安らぎのある明るい家庭づくりを推進する。

⑴　親は子どもの鑑、自ら規範意識を持ち真剣に生きる姿を見せよう。
⑵　家族が互いに理解し合えるよう、何でも話し合える雰囲気づくりを常に心がけよう。
⑶　家族一人ひとりが家族の一員として自覚を高め、家事の分担などそれぞれの役割を担おう。
⑷　保護者は家庭教育について積極的に関わり、家庭教育の重要性について理解を深めよう。
⑸　やってはいけないことや間違った行為は、しっかり正そう。
⑹　元気良く「あいさつ」ができるように、親が子どもにしつけよう。
⑺　「いじめは、絶対に許されない」ことを家庭内で子どもにしっかりと理解させ、いじめの兆候等子どもの様子をよく観察して見守ろう。
⑻　「早寝　早起き　朝ごはん」を実践して、子どもに基本的な生活習慣を身に付けさせ、「気力・体力・学力」の向上につなげよう。
⑼　家族や親子で地域行事などに積極的に参加するなど、共同体験を豊かにし、家族のふれあいを深めよう。
⑽　テレビの過剰な視聴、ネット依存（モバイルゲームやスマートフォン等の過度な利用等）について話し合い、生活習慣が乱れないように規則正しい生活を家庭内で心がけよう。

⑾　インターネットやスマートフォン等の利用について、家庭内でのルールづくりやフィルタリングサービスの活用に努めよう。

目標２	青少年の社会参加を促進しよう

青少年は、社会との関わりの中で自己を形成し、社会の一員としての自覚を深め人間性豊かに成長していくものである。青少年が様々な社会活動に自主的に参画して、社会奉仕や勤労の意義と喜びを体験することは、自立心や協調性などを培う上で大切なことから、地域社会活動参加への働きかけやジュニア・リーダー等の育成、青少年グループの自主的活動を促進する。

⑴　青少年団体や青少年関係施設等の活動を通して、自律性と社会性を培い、「生きる力」を育成するとともに、仲間を思いやり、助け合うことの大切さを学ばせよう。
⑵　子どもたちの声に耳を傾け、自主性が尊重され、生き生きとした地域活動が展開されるよう援助しよう。
⑶　自然への愛を育み、地域社会の環境美化をはじめ、環境問題への関心を高めよう。
⑷　ボランティア活動への認識を広めて、その参加を促進し、奉仕の精神を養おう。
⑸　職場体験学習などの場を提供し、地域産業への理解を深めるとともに、社会人・職業人として自立できるよう支援しよう。
⑹　地域社会でスポーツ・レクリエーション・芸術文化活動などの体験活動を充実し、青少年の積極的な参加を促進しよう。

目標３	社会環境の浄化推進に努めよう

青少年を取り巻く社会環境は刺激的な要素が多く、成長の過程にある青少年の心に与える影響は多大である。区、関係機関・団体及び地域住民は一体となって、「非行を許さない」・「犯罪の被害者や加害者にならない」・「事故のない」、明るい、安全・安心なまちづくりを目指して地域環境の浄化を推進する。

⑴　不健全図書類等の販売実態を把握し、啓発活動を行うとともに、有害なチラシやポスターを一掃しよう。
⑵　インターネット上で、「有害情報」などの閲覧や書込み・情報発信をすることがないよう、その適正な使用について、家庭で注意をすることが基本であり、地域ではその啓発活動を進めよう。
⑶　青少年が自主的に活動し、利用することのできる「居場所」づくりを進めよう。
⑷　「地域防犯パトロール」活動や「すみだこどもの 110 番」運動を積極的に実施し、青少年の安全を確保しよう。
⑸　交通マナーを普及させ、交通災害から青少年を守り、違法駐車や放置自転車等のない安全なまちにしよう。

目標４	家庭、学校、地域、関係機関・団体の連携を強めよう

子どもの豊かな人間形成を図り、社会の担い手として成長していくために、家庭、学

校、地域はそれぞれの役割を理解し、その機能を補完しあうなど、青少年健全育成上の課題の把握や解決に向け、連携をより一層強化していくとともに、関係機関・団体とも連絡調整を図る。

⑴　家庭、学校、地域、関係機関・団体は、情報交換を密にし、日頃から相互の理解を深めよう。

⑵　学校は、地域との連携・協力を深め、地域社会の活動に協力しよう。

⑶　保護者や地域住民、育成リーダーは、「地域の子どもはみんなわが子」の気持ちで子どもたちに接しよう。

⑷　「いじめは決して許されない」「いじめを傍観しているのは、いじめているのと同じだ」ということを子どもたちに教えるとともに、子どもの小さな変化を見逃がさず、関係者は一体となって、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に向けて努力しよう。

⑸　親の子育て不安解消に向けた取組を地域で進めるとともに、関係機関の子育て支援の一層の充実を図ろう。

⑹　子どもの権利侵害を防止するための啓発活動を進め、保護を必要とする子ども・家庭への支援の充実を図るとともに、児童虐待など地域で気になることがあれば、子育て支援総合センターや児童相談所等に連絡（通報）しよう。

⑺　学校内や登下校時における子どもたちの安全確保のための活動を推進しよう。

⑻　「あいさつや声かけ」が子どもたちを守り育て、そして地域に根ざした運動になるように取り組もう。

⑼　若年無業者やフリーター、ひきこもりの問題が深刻化していることから、放課後学習の推進や特別支援教育の充実を図るなど、子どもたちの発達段階に応じた教育、支援を行い、社会で自立した生活を送る上での基本や学習内容の定着を図ろう。

⑽　子どもの将来が、その生まれ育った状況によって左右されることなく、平等に教育を受ける機会や様々な体験の機会を得られるよう、必要な環境整備を図り、オールすみだで子どもたちを支援しよう。

⑾　家庭、学校、関係機関・団体等は連携して、不登校の予防・早期対応及び解消に取り組もう。

目標５	青少年の非行・被害防止運動を推進しよう

青少年による非行や問題行動は、依然として憂慮すべき状況が続いていることから、青少年の非行防止に対する様々な取組への理解を深め、関係機関・団体、地域住民は、その防止のために、なお一層多様な活動を推進する。

⑴　暴力団が区民の生活等に不当な影響を与える存在であることを認識し、青少年が暴力団と関係を持ち被害に巻き込まれないように、区や青少年関係機関・団体が一体となり、啓発活動などを展開しよう。

⑵　犯罪被害防止とともに、加害者にもならないよう、ＳＮＳ等のコミュニティサイトの利用が危険と隣り合わせであることを認識させ、他人への誹謗中傷や有害情報の書込み防止など、インターネット上のルール・マナーを守るよう啓発活動を進めよう。

⑶　危険薬物等に対する区民の理解を深めるとともに、販売等の情報を知り得た場合は情報提供を行えるよう、「危険ドラッグ」等の有害性や危険性について正しい知識の普及・啓発に取り組もう。

⑷　性非行の防止及び性行動の低年齢化を防止するために、正しい知識の情報提供を行おう。
⑸　青少年が非行に陥らないよう、不良行為等の問題行動の早期発見、立ち直り支援に取り組もう。
⑹　「一声運動」や「地域懇談会」など、地域での地道な活動を積み重ねながら、区民の非行・被害防止意識を高めよう。
⑺　「万引き、自転車窃盗、自動販売機荒らしは犯罪である」ということを子どもたちに認識させ、「しない・させない・見逃さない」ように、地域で見守りを強めよう。
⑻　国が提唱する「青少年非行・被害防止強調月間」、「社会を明るくする運動強調月間」等に併せ、引き続き関係者の連携を強化し、啓発活動に取り組もう。

別添１

墨田区青少年問題協議会の書面開催について

１　書面開催の流れ

（１）送付資料をお読みいただき、御意見・御質問等がございましたら、別添３の「意見・質問用紙」に記入の上、令和４年２月４日（金）までにメール又はFAXにより御提出ください。

（２）御提出いただきました御意見・御質問について、区担当及び関係機関の回答と「承認用紙」を２月下旬にお送りします。

（３）皆様から御提出いただきました「承認用紙」により、議事を決します。

（４）３月中旬に議事録を墨田区ホームページに公開します。

２　連絡事項

（謝礼ありの方への連絡）

承認用紙提出後、３月中に委員報酬7,500円（※）を下記の区登録済口座へお支払いします。※振込金額は源泉徴収所得税等960円を差し引いた金額となります。

氏名：		金融機関：		支店名等：	
口座番号：		預金種別：		名義人：	

（謝礼あり、支払金口座未登録の方への連絡）

承認用紙提出後、３月中に委員報酬7,500円（※）を口座振込によりお支払いしますので、同封の支払金口座振替依頼書を返信用封筒により令和４年２月４日（金）までに御提出ください。※振込金額は源泉徴収所得税額960円を差し引いた金額となります。

（関係行政機関への連絡）

関係行政機関の皆様には、委員からの意見・質問等について、回答をお願いする場合がありますので、御協力の程よろしくお願いいたします。

別添２

資料の説明

１　報告事項

（１）令和３年度墨田区青少年対策事業推進状況について

資料２のとおりです。

（２）墨田区子ども・若者計画に係る事業の実施状況について

資料３のとおりです。

２　協議事項　令和３年度墨田区青少年対策基本方針（案）について（資料５）

（１）はじめに

墨田区青少年問題協議会では、次代を担う青少年が安全・安心に、地域の一員として意欲的な生活ができることを願い、区、青少年関係機関・団体が一体となって取り組むための活動指針とするため、「青少年対策基本方針」を毎年定めています。

この方針（案）は「趣旨」、「基本的考え方」、「重点目標」の３つから構成されており、内容については、令和３年度の基本方針を踏襲しています。修正箇所は、朱書き部分となっていますので、御確認をお願いします。

なお、令和３年中における全国の警察が虐待の疑いで児童相談所に通告した 18 歳未満の子どもの数及び〔青少年の犯罪動向〕については、警察庁及び警視庁の統計がまとまり次第、事務局で記載します。

（２）修正内容

ア　趣旨

①上から４行目の見え消し部分は、「ひま部」がサービスを終了していることや、LINE、Twitter、Facebook、TikTok 等、中高生は多様な SNS を利用していることから、「SNS などのコミュニティサイト」としてまとめました。

②上から９行目に近年注目されている問題として、ヤングケアラーや成年年齢の引き下げに伴う消費者被害拡大の懸念について、追記しました。

③中段の東京オリンピック・パラリンピックは終了したため、削除しました。また、新型コロナウイルス感染症に関する記述は引き続き記載しています。

イ　令和４年度の基本的考え方

①今年度から副題（〔ひきこもり・ニート〕、〔インターネット利用・SNS〕等）を設けました。

②各項目の引用している統計数値については、時点修正をしています。

③２ページ目中段の〔不登校・いじめ・自殺〕の項目については、令和２年の全国における小中高生の自殺者数が前年に比べて１００人増加していることから、新たに自殺について、当該項目に追記しています。

④３ページ目中段の〔児童虐待・ヤングケアラー〕の項目については、ヤングケアラーに関する内容を追記しています。

ウ　重点目標

修正箇所はありません。

別添３

意見・質問用紙

委員氏名	

各資料をお読みいただき、議題ごとに、御意見又は御質問を記入してください。記入欄が足りない場合は、本用紙を模写したもの又は別の用紙を使用して記入していただくようお願いします。

１　報告事項

（１）令和３年度墨田区青少年対策事業推進状況について
（２）墨田区子ども・若者計画に係る事業の実施状況について

２　協議事項

令和４年度墨田区青少年対策基本方針（案）について

３　その他

令和４年２月４日（金）までに、メール又はFAXにより御提出ください。

メール：chiikikyouiku@city.sumida.lg.jp　　FAX:03-5608-6411

令和３年度墨田区青少年問題協議会【書面開催】 質問等に対する回答一覧

（1）報告事項

ア　令和３年度墨田区青少年対策事業推進状況について（資料２）

質問等の内容	照会先及び区・関係機関からの回答
薬物乱用防止活動について、展示場所については、今度は若者が目に触れやすい場所での実施は考えているのか。	【生活衛生課】 展示作品の管理面から区役所内で展示しています。作品の作製を通して薬物乱用防止の認識と理解を深めてもらうことに、本活動の一番の意義があると考えています。 なお、作品展に来られなかった青少年、地域住民にも見ていただけるよう、毎年、受賞作品を載せた啓発ポスターを学校等の公共施設へ掲示しています。また、区立中学校に設置している啓発看板に、毎年、受賞作品を掲示しています。
すみだっ子の夢支援事業においての応募や支援実績を教えてください。	【地域教育支援課】 当事業は墨田区青少年育成委員会連絡協議会の主催事業（墨田区教育委員会後援）であるため、以下のとおり確認いたしました。（令和4年2月24日時点） 応募人数：187人、支援実績：8人、実施予定：48人（令和4年2月24日） 支援した夢の例：犬を飼いたい、鉄道会社を作りたい、ピアニストになりたい、マジシャンになりたい等 ※新型コロナウイルス感染症の感染状況等を注視しながら、調整を進めています。

イ　墨田区子ども・若者計画に係る事業推進状況について（資料３・資料４）

質問等の内容	照会先及び区・関係機関からの回答
基本方針１「幼保小中一貫教育の推進」の中で、11年を通した連続した教育の推進とあるが、具体的に連続性を生かした活用方法と効果を教えてください。	【すみだ教育研究所】 異校種間での出前授業、行事参加、授業見学、保育参観、意見交換を通して、教職員、保育士間の相互理解の深まりや、子どもに対する共通認識のもと、学習指導・生活指導が図られています。 また、子どもの就学に向けての期待感の醸成や小学校・中学校間の教科連携により、小１プロブレム・中１ギャップの未然防止に効果があると考えています。

子どもの居場所ネットワークづくりに事業名が変更になった事業について、補助金の交付という文言が無くなっているが事業内容がネットワークづくりの支援のみになったという事でしょうか。	【生活福祉課】 平成30年に策定した「墨田区子ども未来応援取組方針」の方針３「地域の活動を支援」にある「子どもの居場所ネットワークづくり」に文言を合わせて事業名称のみを変更したものです。補助金の交付など事業の中身は変更していません。
学校での読書や図書室の充実した活動内容は子どもを通して感じています。気になる点があるとすれば、人気のシリーズは読みたくても貸出中が多く、借りられない時が多々ありました。充実したサービスになっているか子どもの意見を聞くアンケートをとって改善していくのはいかがでしょうか。	【指導室】 学校図書館の蔵書について、より多くの本が借りられるよう団体貸出の利用、教員が聞き取りやアンケート等を実施し、児童・生徒からの希望や要望を聞くようにしていきます。
昨年度、子ども達には学習用のタブレットが配布されましたので、調べる時はネットがほとんどです。今後「図書館を使った調べる学習」はさらに難しくなってくると思われます。今後の対策など検討されていますでしょうか。	【指導室】 調べる学習については、学習相談会等を実施し、基本的に図書館を活用するよう児童・生徒、保護者に周知しています。タブレット端末だけでなく、図書館や学校図書館の書籍も併用して活用するよう指導していきます。
地域に関しては、区内南側の立川・菊川・千歳地域では、最寄りは緑図書館ですが、橋と大通りを超えるため、子どもにとって身近な存在とは言い難い状況です。住んでいる場所によって図書館への意識の格差がでていると思いますがいかがでしょうか。	【ひきふね図書館】 図書館では施設を対象とした団体貸出サービスを実施しており、保育園・幼稚園・児童館・小学校・学童クラブ等多くの施設が利用し、子どもが身近で本を読める環境づくりに努めています。 引き続き、団体貸出を通して、居住地域による図書館への意識の格差や本との出会いの機会に差が生じないよう取り組んでいきます。
子どもにもっと本を身近に感じてもらうため、マンガを入口にしても良いと思います。ブックオフへ行ってマンガを立ち読みしている子どもを沢山見かけるので。	【ひきふね図書館】 図書館では、月刊漫画雑誌など人気の雑誌のほか、歴史や伝記、科学の取り組みにくい分野についても、イラストストーリーでわかりやすく紹介した学習漫画を所蔵しています。 今後も、図書館や本に親しみを感じてもらえるよう取り組んでいきます。

共働き世帯の増加など、家庭環境をはじめ青少年を取り巻く環境が大きく変化する中、全国では青少年をはじめ、青少年一人ひとりがその人らしくいられる居場所づくりが進められてきていることから、青少年が心身に抱える悩みの発見は、様々な場において見つけることが求められてきている。その中において「墨田区子ども・若者計画事業一覧（資料４）」２ページ目「（２）確かな学力と豊かな人間性の育成」の「８ SOSの出し方に関する教育」は重要な位置を占めると考える。一方、この内容は、「墨田区子ども・子育て支援総合計画」にも類似する内容が盛り込まれている。「思春期相談」などは代表的な例と考える。青少年の年齢の定義は、各法令や条例によって異なるが、カバーしている年齢は重なる部分が大きい。このことからこの項目において保健計画課、保健センターの保健師も参画していると記載あるが、「子ども・子育て支援総合計画」の所管部署も参加することで、行政組織に横串をさし、より重層的なアプローチや施策もできてくるのではないだろうか。	【子育て支援課】 子ども・子育て支援総合計画は、区の事務事業に関して、子ども及び保護者等への支援並びに子育て全般にかかわる支援の実施に関する計画を定めることを目的としており、区の各部署が実施している子ども・子育て支援に関する施策を包括的に掲載しています。ご指摘の思春期相談事業は、その中の一つであり、記載のとおり保健センターが所管している事業です。 当該計画を策定している当課としましては、引き続き、庁内の連携を深めながら、子ども・子育て支援に取り組んでいきます。
墨田区子ども・若者計画事業一覧（資料４）」５ページ目「（３）社会貢献、社会参画の促進」の「１７総合防災教育」について防災に関する意識を子どもたちに持ってもらうことで、地域防災力が強くなることから、地域教育支援課が担当に入っていることは大きい。地域防災は自治会の自主防災組織が中心になっていることから、子どもと地域がつながることが大切である。 実際、区立の小・中学校では自治会と学校が連携し、防災教育の視点を踏まえた取り組みが展開されている。このことから、本事業には地域活動推進課との連携も重要と考える。青少年たちが自分たちの住む地域を知り、その地域において発生している様々な課題を意識し、地域とともに取り組むことで、青少年健全育成もより推進されるものと考える。	【地域教育支援課】 墨田区子ども・若者計画の各事業については、事業主体である課・機関を記載しているため、協力関係にある課・学校・自治会等までの記載はしていません。なお、地域活動推進課には、ご意見として情報提供いたします。

コロナで中止になった事業の代替案、代替として行った事などあれば、御報告願いたい。	【スポーツ振興課】 区民健康スポーツデー：代替事業はありません。 【すみだ清掃事務所】 クリーンキャンペーン：代替事業はありません。 【ハローワーク墨田】 学卒求人申込説明会：代替事業として、YouTubeでの説明映像等の閲覧の周知等を行いました。 その上で質問等に対しては個別に対応しております。 【地域教育支援課】 夏休み自然体験教室：代替事業はありません。 すみだまつり・こどもまつりでのPR活動：代替事業はありませんが、各地区青少年育成委員会の活動可能な範囲でロゴ入りウェットティッシュ等の配布を行い、PR活動を行っています。

（２）協議事項　令和４年度墨田区青少年対策基本方針（案）について（資料４）

質問等の内容	照会先及び区・関係機関からの回答
子どもの貧困問題について、社会的な格差拡大が子どもの貧困に直結し、劣等感に繋がり、道から外れて非行に流れて行くという悪循環になっていく事を止めるには、社会で支え合う事に尽きると考えます。必要な環境整備とは具体的に予算と中身について教えてください。私からは就学援助費目の拡充をお願いしたいと思います。	【生活福祉課】 平成30年に策定した「墨田区子どもの未来応援取組方針」に掲げた３つの方針に基づき、各課が所管関連事業（８０事業）に取り組んでおります。
	【学務課】 就学援助では、区独自に「メガネ購入費」と「運動着」について支援を行っています。今後も国・都や他の自治体の動向を見ながら、総合的に判断して、必要な支援を行っていきたいと考えています。

青少年の犯罪動向について、小学生の万引き事案は本区も多いのでしょうか。	【本所・向島警察署】 令和3年の小学生の万引き事案については、東京都内で424人補導されています。この数字は令和２年と比べて75人増加しています。 少年犯罪における万引きの件数が総数1,035件で小学生の占有率は41%を占めています。 墨田区における小学生が引き起こした万引き事案は９件（向島5件、本所4件）です。少年が起こした万引き事案の総数が13件ですので、小学生の万引きが多数を占めていることが分かります。
青少年のインターネット利用環境実態調査結果からの状況分析に対して、保護者、児童・生徒に対する情報モラル教育の取組が必要かと思います。多方面から、保護者、児童・生徒に対する研修（利便性と人権侵害、そして犯罪）が必要です。	【指導室】 セーフティ教室等で情報モラルについて取り上げ、児童・生徒と保護者が一緒に考えることができる機会を設けていきます。また、児童・生徒には、都や区の冊子やリーフレット等を活用し、人権教育という視点を含め、指導しています。
目標４（９）について 若年無業者・ひきこもりの問題は、社会性や自立性を育む必要があるのは分かります。ただ、記載内容の学習支援や教育環境を充実することで解決するには少し違和感があります。学習や生活能力の向上ももちろん大事ですが、対人関係の能力向上に対する支援策や学びが必要かと思いますがいかがでしょうか。 また、フリーターに関しては、社会の仕組みや個人の考え方による見方で捉え方が変わるので、若年無業者とひきこもりとは別な気がします。それほど大きな問題とは思いません。	【地域教育支援課】 若年無業者・ひきこもり等の問題については、学習支援や教育環境を充実させるとともに、青少年が地域社会や関係団体と関わる機会を創出し、社会性や協調性を培う必要があります。地域社会や関係団体との関わりについては、基本方針目標２で述べるとともに、墨田区子ども・若者計画に掲載している放課後子ども教室、ボランティア活動、ジュニア・リーダー、サブ・リーダー、職場体験等を推進し、青少年が様々な方と関わる機会を創出しています。 また、フリーターに関しては、国の子供・若者白書における若者の社会的自立の課題に若年無業者と非正規雇用（フリーター含む）が並記されていることから、本目標においても並記しています。

「１　趣旨」において青少年本人をめぐる問題や課題が記載されているが、ヤングケアラー、子どもの貧困、ネグレクトなどの現代社会における地域福祉課題は、家庭や地域など、青少年が過ごす基盤そのものにも視点を置く必要がある。このことに関しても、墨田区子ども・子育て支援総合計画の趣旨3及び4段落に「子どもや家庭、地域を取り巻く環境に関する課題と、その課題解決に向け必要とする内容」が記載されている。 このことから、本方針にも家庭や地域を視点においた表記を盛り込むことが必要と考える。	【地域教育支援課】 ご指摘のとおり、青少年問題の背景には、共働き世帯やひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化、地域活動の担い手の高齢化・固定化など多岐に渡りますが、全て羅列すると文章が長くなってしまうため、要約した表記としていますので、ご理解ください。
薬物やたばこの害については事業に取り上げられておりますが、若者（20歳未満）のアルコールの問題については、方針にも事業一覧にもありませんので、どのようにお考えであるか質問させていただきます。	【地域教育支援課】 薬物乱用防止に関する教育については、飲酒による害等も含めて実施しています。 墨田区子ども・若者計画の改定時には飲酒に関する文言の追記を検討します。

（３）その他

質問等の内容	照会先及び区・関係機関からの回答
ヤングケアラーについては、部活や勉強、もっと言えば、友達と遊ぶことも制限されて心に影を落とす原因になる可能性がある為、今具体的に考えている福祉・介護・医療・子育て・教育関係の連携を教えてください。	【子育て支援総合センター】 要保護児童地域対策協議会（以下、「要対協」）で受理しているケースは、介護・医療・教育機関を含めた関係機関と情報共有して支援方法等を協議しており、虐待対応マニュアル（関係機関用）や要対協実務者会議等を通じて、ヤングケアラーについて周知しています。 国は令和３年度末を目途に、福祉・介護・医療・教育といった他機関連携によるヤングケアラー支援マニュアルの作成、ヤングケアラーの認知度調査と広く国民にヤングケアラーの広報や周知啓発を行うとしており、本区もヤングケアラーの認知度向上としての区報の活用や講演会、関係する各機関による研修等の実施を検討します。

タブレット授業が出来るようになり、コロナ禍において、とても有効だったと思いますし、これからの時代必要なものだと思います。ただ、不登校になる児童・生徒がいるという話も聞きます。保護者会もリモートで行っている様です。コロナ禍、そして忙しい保護者が多い中、とても画期的なことだと思います。でも保護者同士や地域の人達との関わりが薄れてしまい、保護者、特に母親が孤立化してしまう事が心配です。子どもにもとても影響すると思います。コロナの状況にもよると思いますが、出来るだけ保護者も子どもたちも対面でお願いしたいです。	【指導室】 タブレット端末が配布され、学校ではタブレットを活用した授業を進めています。また、家庭でもデジタルドリルを使って学習に取り組んだり教材を配信したりできるようになりとても便利になりました。コロナ禍で、学校公開や保護者会をオンラインで行う学校も増えてきました。しかしながら、タブレット端末は学習用具の一つであり、使うことが目的ではありません。また、オンラインでさえやれば十分ということではなく、子供たちが対面で話し合ったり、直接体験したりする学習が重要だと考えています。学校公開や保護者会、地域行事なども直接参観したり参加したりする機会をもつことで保護者同士、地域とのつながりが深まると考えます。今後もオンラインと対面の良さを生かしながら、感染症対策を講じながら場面に応じて適切に使い分けていきます。
自分が子どもの頃から比べるとかなり遊具の数が減った様に思います。危険とされるものが増えたからの様ですが、それにより、子ども達の運動能力や危険予知能力が低下している様に思います。実際、ちょっと転倒しただけでもすぐに骨折してしまう小学生が増えていると聞きます。保育園児の増加で、なかなか１人１人に目が行き届かない事もあると思いますが、公園での見守り人員を作る等、何か対策を考えては頂けませんか。	【道路公園課】 公園の遊具については、遊具設置時の安全領域を確保する必要があることから、公園面積に配慮した遊具とし、地元町会・学校・保育園等の意見を踏まえて整備しています。また、公園を利用する児童の見守りについては、地元町会等と公園愛護協定を締結し、清掃などの維持管理と合わせて、利用者への指導を行うなど、地域の方の目が入るような取り組みを行っています。

スクールロイヤー（弁護士）の配置をお願いします。 保護者等による教職員に対する「悪質なクレーム」に対し、区として対応していただいていることは充分承知しております。しかし、現行ではそのような保護者等からの攻撃に対し、教職員への相談に乗ることが主で、「クレーマー」には教職員自ら対処しているのではないでしょうか。私も育成委員会活動に於いて、そのような保護者に対する対応の難しさを何度か体験しております。以上から、教職員にクレーマーへの相談に乗るだけでなく、直接対応できる弁護士を配置していただけると、教職員は安心して生徒へ学習・生活指導にあたれます。特に若手の教員の負担軽減になります。財政面などに難しさがあるとは思いますが、配置に向けてご検討ください。	【指導室】 現在、区には法務課に弁護士が配置されています。クレーム対応などの学校問題に対する事案についても、法務相談という形で学校が弁護士に相談できるようになっています。学校が弁護士に相談したい案件がある場合は、区に相談内容を申請し、弁護士が学校を訪問し教職員の相談に応じることができるようになっています。今後も法務相談について各学校園に周知し、活用を通して学校が対応できるようにしていきます。

別紙

令和３年度墨田区青少年問題協議会（書面開催）

協議事項承認書

委員氏名	

以下の協議事項について、御承認いただける場合は承認欄に〇印を御記入の上、御提出ください。

協　議　事　項	承認
令和４年度墨田区青少年対策基本方針（案）について	

※令和４年３月７日（月）までに本紙をメール又はFAXにより御提出ください。
なお、本紙のデータが必要な場合は下記メールまで御連絡ください。
また、御承認いただけない場合であっても御提出ください。
※承認書の提出の確認後に、委員報酬として7,500円を登録口座に３月中にお支払いします。（なお、振込金額は源泉徴収所得税等960円を差し引いた金額となります。）

メール：chiikikyouiku@city.sumida.lg.jp
ＦＡＸ:０３－５６０８-６４１１